第３次水俣市環境基本計画

【2020（令和２）年度～2027（令和９）年度】

2020（令和２）年３月

熊本県水俣市

はじめに

本市は、1992（平成４）年に「環境モデル都市づくり」を宣言し、市民の皆さまとの協働により、様々な環境施策を展開することで、環境にこだわったまちづくりに取り組んでまいりました。

世界に目を向けますと、気候変動の影響が原因と考えられる様々な異常気象が顕著にあらわれており、記録的な猛暑や集中豪雨による被害など、各地で私たちの生活に深刻な影響を及ぼしています。

先に、国連総会において採択された、地球規模でのあらゆる課題解決を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」や、温室効果ガスの排出削減のための国際的枠組みである「パリ協定」の発効、水銀及び水銀化合物の人為的排出から人の健康及び環境を保護することを目的とする「水銀に関する水俣条約」の発効など、地球環境問題の解決に向けた取組が進められています。

わが国においても、地方創生に向けた自治体 SDGs の推進や、各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う地域循環共生圏の創造を目指す「第五次環境基本計画」が策定されました。

こうした動向を踏まえ、本市においても、水俣市環境基本条例に掲げた理念のもと、多様な主体と一体となって良好な環境を確保する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第３次水俣市環境基本計画」を策定いたしました。

本計画は、水俣病の経験から得た教訓を活かし、本市がこれまで実践してきた環境に配慮した施策や取組をさらに発展させ、「環境」、「経済」、「社会」の三つの側面を統合的に捉え、持続可能なまちづくりを進めるための指針を示しております。

市、市民・市民団体、事業者のパートナーシップのもと、次の世代へ豊かな環境を引き継いでいくため、本計画に定めた環境施策の推進について、皆さまの積極的なご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆さま、熱心なご審議をいただきました「水俣市環境審議会」の委員各位に心から御礼申し上げます。

2020（令和 2）年 3 月

水俣市長　髙 岡　　利 治

目　次

第１章　基本的事項---------- １
１　計画策定の趣旨---------- ２
２　計画の目的----------１０
３　計画の位置づけ----------１１
４　計画の期間----------１２
５　計画の対象地域及び範囲----------１２
６　計画の主体----------１２
７　計画の構成----------１３

第２章　水俣市の現況----------１５
１　地勢----------１６
２　気象----------１６
３　人口等----------１７
４　生活環境----------２０
５　自然環境----------２９
６　地球環境----------３０
７　環境学習・環境教育----------３１
８　協働（パートナーシップ）----------３２

第３章　将来の環境像と施策の体系----------３３
１　将来の環境像----------３４
２　基本目標と施策----------３５
３　施策の体系----------３７

第４章　施策の展開----------３９
施策１　水俣病問題への取組と「もやい直し」の推進----------４０
　施策区分１　水俣病被害者の支援----------４０
　施策区分２　水俣病犠牲者の慰霊----------４１
　施策区分３　公害・環境学習の推進----------４３
　施策区分４　次世代を担う人材育成----------４６
施策２　循環型社会の形成----------４８
　施策区分１　ゼロ・ウェイストの推進----------４８
　施策区分２　ごみ分別の適正化と減量----------５１
　施策区分３　環境と経済の調和・環境に配慮した選択----------５４

施策３　低炭素社会の実現----------５６
　施策区分１　地域における温室効果ガス排出量の削減----------５６
　施策区分２　公共施設における温室効果ガス排出量の削減----------６０
　施策区分３　地域における温暖化対策・気候変動適応策----------６４
施策４　生活環境の保全----------６６
　施策区分１　水質・土壌・大気環境等の保全----------６６
　施策区分２　公共用水域の水質保全----------７１
　施策区分３　安心・安全なインフラの整備----------７３
　施策区分４　安定給水の確保----------７６
施策５　協働による環境保全活動の推進----------７９
　施策区分１　自然環境の保全----------７９
　施策区分２　水源かん養機能の向上----------８２
　施策区分３　花と緑のまちづくり----------８４
施策６　産学官民連携による環境まちづくり事業の推進----------８６
　施策区分１　持続可能な地域社会を担う次世代人材育成----------８６
　施策区分２　高等教育・研究活動の推進----------８８
施策区分と SDGs の関連性----------９０
本計画に関連する SDGs の主なターゲット----------９２

第５章　計画の推進と進行管理----------９７
１　計画の推進体制----------９８
２　計画の進行管理----------９８
３　財政措置----------９８

【参考資料】
１　計画策定の経緯と体制----------１００
２　諮問・答申----------１０２
３　水俣市環境審議会委員名簿----------１０４
４　庁内組織名簿----------１０５
５　条例・規程等（水俣市環境基本条例）----------１０７

第１章　基本的事項

１　計画策定の趣旨

（１）計画策定の背景

水俣市では、1992（平成４）年に「環境モデル都市づくり宣言」を行い、1993（平成５）年３月、水俣病の経験を貴重な教訓として、環境優先の理念のもと、自然環境を継承しつつ市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、市、市民、市民団体及び事業者等の責務を明らかにするとともに、良好な環境の確保に関する施策の基本事項を定める「水俣市環境基本条例」を制定しました。

この条例に基づき、1996（平成８）年３月に第１次水俣市環境基本計画、2008（平成 20）年 11 月に第２次水俣市環境基本計画を策定し、市民協働により環境モデル都市づくりを進めてきました。

「第３次水俣市環境基本計画」の策定にあたっては、前計画の成果と残された課題の検証結果をもとに、2015（平成 27）年９月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で掲げられた「持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）」及び 2015（平成 27）年 12 月に採択された「パリ協定」などの世界的潮流や、2018（平成３０）年４月に閣議決定され、「地域循環共生圏[1)]」を提唱する国の第五次環境基本計画など、国内外の動向を踏まえ策定するものです。

（２）国内外の主な動向

①SDGs 関連

SDGs は、17 の目標とそれらの達成のための具体的な 169 のターゲットが設定され、相互に関係しています。先進国を含むすべての国が、経済・社会・環境の課題に、政府・市民社会・民間セクター等の様々な主体と連携して取り組むことで、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現することを目指すものです。

資料）国連広報センター

[1)] 各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。［参考：環境省 HP］

②地球温暖化関連

2015（平成 27）年 12 月、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、「パリ協定」が採択され、2016（平成 28）に発効しました。この「パリ協定」は、気候変動枠組条約に加盟する全ての国が参加する枠組であり、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して 2℃より下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにすることを目指しています。

2016（平成 28）年には、「地球温暖化対策計画」が策定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を 2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比で 26.0%減、長期目標として 2050（令和 32）年度に 80%減とすることが掲げられました。

2019（令和元年）６月には、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定され、政府全体をあげて今世紀後半のできるだけ早期に脱炭素社会を目指すという目標が掲げられています。

一方、気候変動の影響により様々な面で多様な影響が生じる可能性があることから、2015（平成 27）年に「気候変動の影響への適応計画」を策定し、2018（平成 30）年 12 月には、気候変動の影響による被害を回避・軽減する適応策を法的に位置づける「気候変動適応法」が施行されました。

また、脱炭素社会への移行や SDGs を具現化した持続可能な経済社会づくりに向けた転換・移行の動きとして、ESG 投資（（環境：Environment）・（社会：Social）・（企業統治：Governance）といった要素を考慮する投資）の拡大・普及が進んでおり、我が国の金融機関においても取組が広がりつつあります。

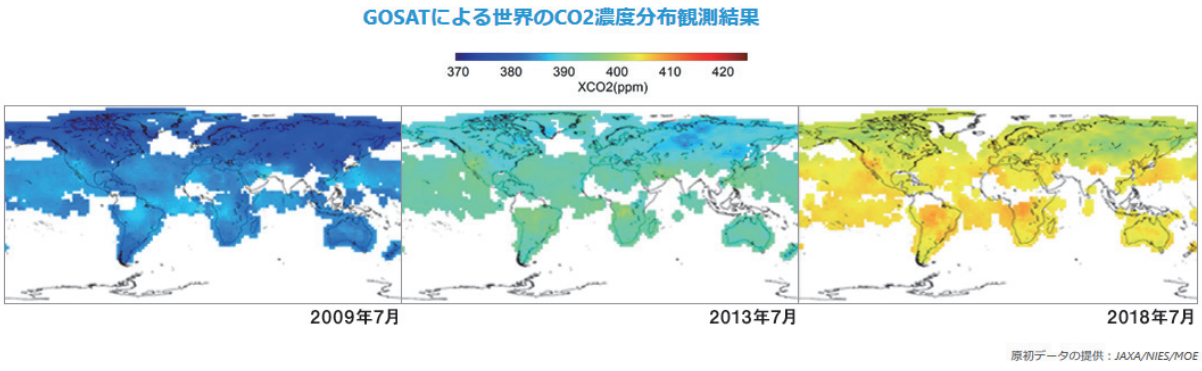

出典：環境省ホームページ［https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/ondanka/］

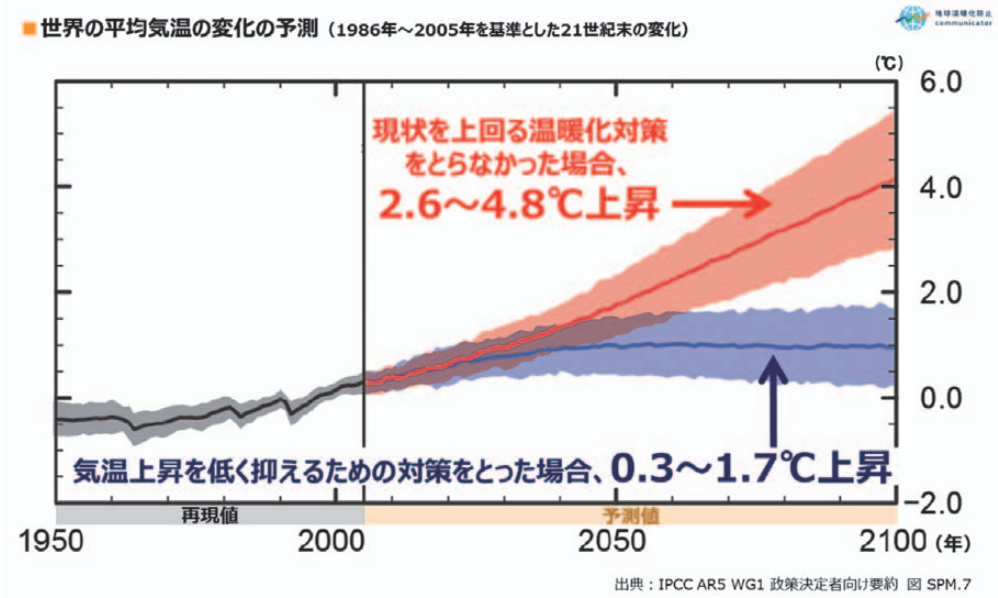

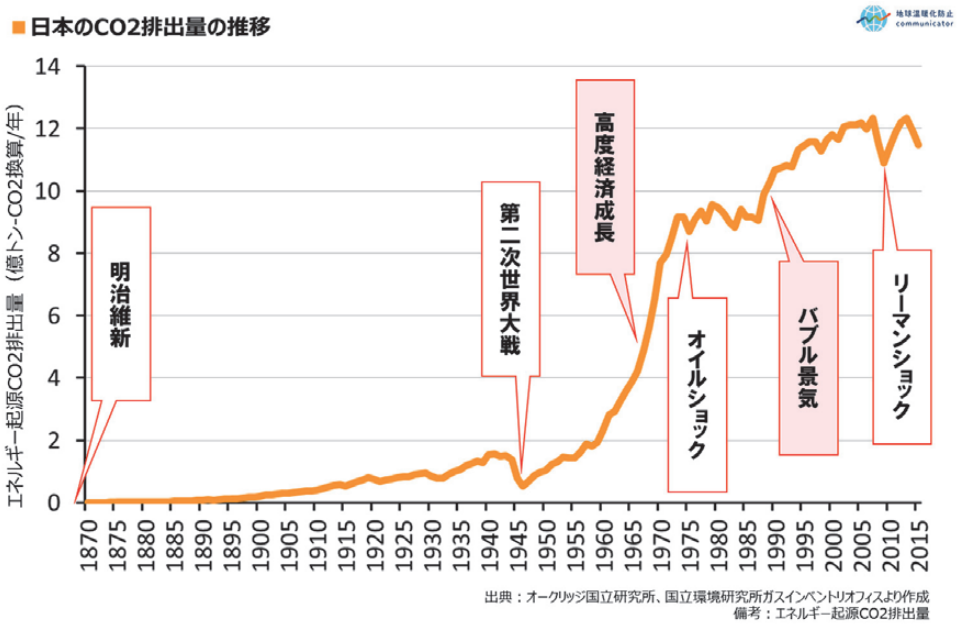

出典：環境省ホームページ［https://ondankataisaku.env.go.jp/communicator/learning/01.html］

③循環型社会関連

2018（平成 30）年 6 月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、第三次循環型社会形成推進基本計画で掲げた「質」にも注目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項としつつ、さらに、経済的側面や社会的側面にも視野を広げています。循環型社会の形成に向けた中

長期的な方向性として、①経済的側面、社会的側面との統合を含めた「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、②「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、③「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、④「適正処理の更なる推進と環境再生」、⑤「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、⑥「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」を掲げ、これらを支える⑦「循環分野における基盤整備」を進めることとしています。

④プラスチックごみ関連

海洋ごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしています。また、近年マイクロプラスチック（一般に 5mm 以下の微細なプラスチック類をいう。）による海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっています。

政府は、2018（平成 30）年 6 月に「海岸漂着物処理推進法」を改正し、海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全を図るとともに、国際的な課題に取り組むため、海岸漂着物等による影響やマイクロプラスチック対策についての規定が設けられました。

「第四次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、３R＋Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。

⑤食品ロス関連

まだ食べられるのに廃棄される食品ロスの削減については、2015（平成 27）年に国連において取りまとめられた SDGs に示された「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の破棄を半減させる」との目標を踏まえ、「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、2030（令和 12）年度までに家庭からの食品ロスを 2000（平成 12）年度の半減とする目標が定められました。

2019（令和元）年 10 月、食品ロスの削減に関し、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。

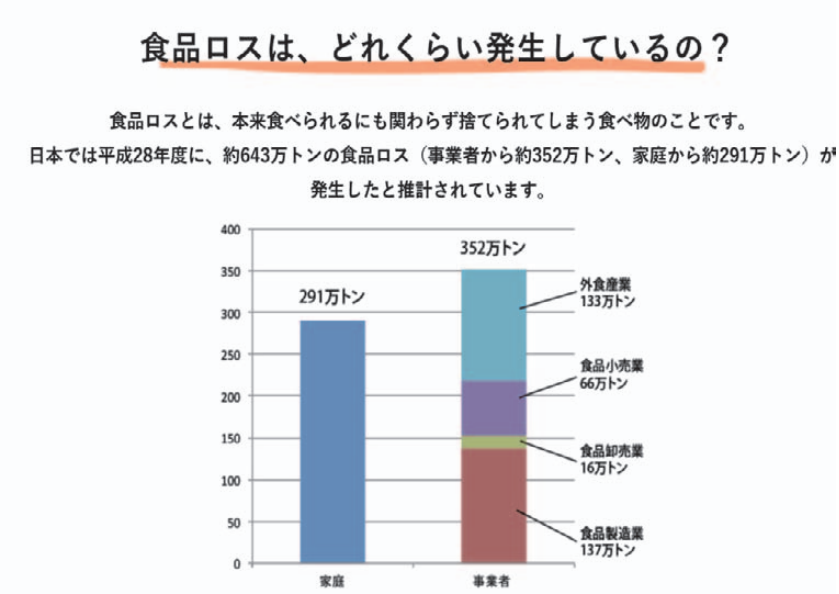

出典：環境省ホームページ［https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/general.html］

⑥水銀に関する水俣条約関連

2013（平成 25）年 10 月、熊本市及び水俣市で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」において、「水銀に関する水俣条約」が全会一致で採択となり、2017（平成 29）年５月、条約発効の要件が満たされたことから、同年８月に発効しました。

条約は、水銀や水銀化合物の人為的な排出と放出から、人の健康と環境を保護するための国際環境条約であり、水銀の産出・輸出入・廃棄までを包括的に規制するものです。

条約の前文には、将来にわたって水俣病と同様の被害が発生しないよう言及されています。

■日本における水銀の用途

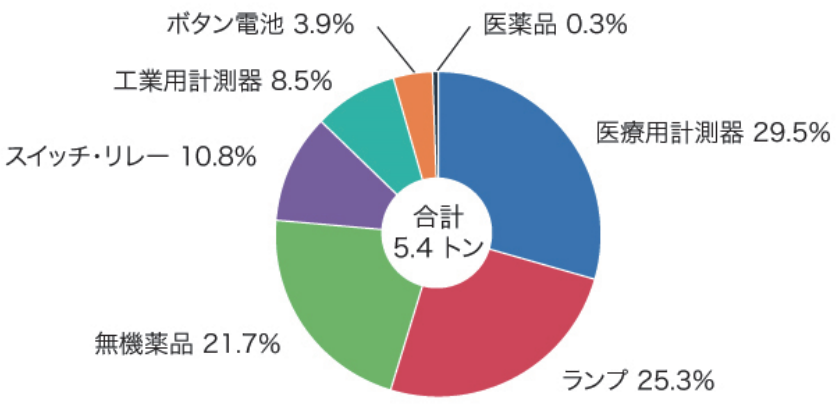

出典：環境省ホームページ［http://www.env.go.jp/chemi/tmms/tobira/dekirukoto.html］
（水銀に関するマテリアルフロー（2014 年度ベース）（2017 年環境省））

⑦水俣病関連

水俣病は、人の健康被害と環境破壊の大きさにおいて、世界に類例をみないといわれています。1956（昭和 31）年５月１日の公式確認から 60 年以上が経過しており、2019（令和元年）年 10 月 31 日現在の認定患者数は、熊本・鹿児島両県で 2,283 人です。

被害者の救済については、1995（平成７）年 12 月に水俣病問題の解決を図るための最終解決策が閣議了解され、最終解決策の実施により、それまでの紛争状態はほぼ終結したとされましたが、2004（平成 16）年の水俣病関西訴訟の最高裁判決で、水俣病問題の発生と拡大を防止できなかったことについて、国・熊本県の責任が認められました。

この関西訴訟の最高裁判決以降における熊本・鹿児島両県に対する「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく水俣病認定申請者の増加や、チッソや国・熊本県に対する損害賠償請求訴訟等を受けて、2009（平成 21）年７月８日に「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下「特措法」という。）」が成立しました。

これを受けて、2010（平成 22）年４月 16 日に「救済措置の方針」が閣議決定され、同年５月１日から 2012（平成 24）年７月 31 日まで水俣病被害者救済申請が受け付けられました。熊本県では、2014（平成 26 年）８月に全ての判定が終了し、３万７千人を超える人が対象となりましたが、特措法による救済措置以降も、国家賠償請求訴訟や水俣病認定等を巡る行政訴訟が係争中であり、水俣病問題の全面解決には至っていない状況です。

（３）前計画の成果と今後の課題

第２次水俣市環境基本計画の計画期間における主な取組や成果、今後の課題等について、テーマごとに整理します。

水俣病の教訓を胸に

水俣病で犠牲となった全ての生命の慰霊と環境再生への誓いを込めて、毎年水俣病犠牲者慰霊式や火のまつりを開催し、水俣病の教訓を継承するとともに、同様の悲劇を繰り返さないよう発信してきたほか、水俣病関係の相談窓口を設置し、各種制度の説明や手続等の支援を実施してきました。また、国や熊本県との共催により、「水銀に関する水俣条約」記念フォーラムを開催し、条約締約国会議の動向や、児童生徒による国内の水銀対策技術の紹介等、条約の意義や水銀に関する取組の周知を図ってきました。

今後も、水俣病で犠牲となった全ての生命への祈りを捧げる式典等を開催するとともに、水俣病被害者の高齢化に伴う相談窓口の充実、水銀廃棄物の適正な処理や代替製品への転換を国・熊本県と協力して進めていく必要があります。

「もったいない」の心を持つまちづくり（ゼロ・ウェイストの実現に向けて）

市内全域でのごみの高度分別や、ごみ減量女性連絡会議及びゼロ・ウェイスト円卓会議等の関係団体との協働により、ごみ減量に取り組んできたことによって、市民１人１日当たりのごみ排出量や総量は減少傾向にあります。また、公共施設や学校での環境 ISO 等の取組により、温室効果ガス排出量の削減が進みました。

引き続き、市民や事業者等との協働により、より一層ごみの減量化や資源の循環に努めるとともに、「水俣市地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）[2)]」による公共施設での温室効果ガス排出量の削減や、地域全体での削減を進める施策を展開する必要があります。

環境とビジネスを結ぶまちづくり

水俣の特産品づくりや給食センターでの地場産の食材の活用により、環境保全農業や地産地消を推進してきたほか、様々な分野で安心・安全なものづくりを実践されている人を「環境マイスター」として認定し、環境に配慮した生産活動を支援してきました。また、水俣エコタウン企業との連携による資源循環のまちづくりや、みなまたグリーン制度による環境に配慮した企業投資の支援、地場企業による一般家庭向けの再エネ・省エネ機器の導入促進を実施し、環境と経済を結ぶ取組を進めてきました。

今後は、地域の様々な資源を活用した持続可能な生産と、環境に配慮した取組や製品への消費が行われる地域経済活動の構築に向けた施策の展開が求められます。

環境にこだわる地域と暮らしづくり

環境保全活動については、市民や事業者の協力のもと、海と川のクリーンアップ作戦による海岸、河川域の清掃活動の実施や、無田湿原の保全活動による希少植物の植生の維持のほか、水源の涵養機能向上のため、水源の保全・保護に関する啓発活動を行ってきました。

豊かな森づくりの推進については、林業従事者の高齢化や所有者不明による森林管理ができない場所があることや木材価格の低迷等により、間伐面積の目標値が達成できなかったため、森林の集積化を行い、森林の管理を意欲のある林業事業体に引き継いでいく必要があると考えています。また、水産業における海藻類の収穫量については、年ごとにばらつきがあり、安定しているとは言えない状況です。

環境調査の実施については、市内の事業場の排水や騒音、振動、ばい煙濃度の測定を定期的に実施するとともに、海域、河川域などの水質検査を行いましたが、水質における一部の環境基準は非達成となっているため、公共下水道接続率の向上、公共下水道区域外での合併処理浄化槽の普及促進を進める必要があります。

[2)] 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 1 項 に基づき策定義務が課せられた、地方公共団体が行う事務事業によって排出される温室効果ガスを減らすための計画。公共施設等での省エネ等を計画的に進め温室効果ガスを減らすことで、地球温暖化を防止するためのもの。

環境配慮型の市営住宅の整備については、牧ノ内団地の建設と供給を行ったほか、エコハウスの見学や一般家庭への市産材の活用支援による環境共生住宅の普及促進を図ってきました。

人と環境にやさしい交通のまちづくりについて、自転車の共同利用システムの設置により、新水俣駅から市街地へのアクセス手段の強化や、市内の移動手段として利用が図られました。今後は、二次交通[3)]としての利用を検討する必要があります。コミュニティバスについては、人口減少による利用者の減少を抑えるため、観光客や、これまでバスを利用したことがない人を取り込み、路線の維持を図るとともに、令和元年度に策定する第２期水俣市地域公共交通網形成計画に基づき、路線の再編や延伸について検討を行う予定です。肥薩おれんじ鉄道については、路線沿線市町村の人口減少に伴い、全体の利用者も年々減少しているため、沿線住民の移動手段としての機能を維持しながら、沿線住民以外の利用者や、外国人旅行者などの利用者を増やして路線の維持を図っていく必要があります。一方、市の公用車については、目標を下回ったものの、各年度とも低燃費車両を１台以上継続して更新しており、旧来の車両から、最新の低燃費車両への更新は確実に進んでいます。

感性や五感を活かした環境学習

公害・環境学習の拠点づくりについて、水俣病資料館の改修による常設展示の充実や企画展の実施により水俣病の情報発信を行いました。来館者数は、近年は増加傾向にあるものの、改修工事に伴う一時閉館や熊本地震の影響による視察の中止等の影響により、目標の来館者数には及びませんでした。今後は、水俣病問題の歴史と教訓について正しい理解を促進するため、各種の企画展・サテライト展の開催など、情報発信・啓発活動を充実していくとともに、より広範な情報発信を行うため、常設展示の多言語化及び映像資料の編集を行い、外国人・障がい者等への対応も図っていきます。

また、語り部については、2013（平成 25）年度に新たに語り部を１名委嘱、2018（平成 30）年度に語り部の活動を補助する伝え手制度を創設し４名を委嘱するなど、語り部講話の維持、充実を図りました。

一方、2011（平成 23）年度から高等教育・研究機関の誘致及び設置の検討を進め、旧熊本県立水俣高等学校商業科棟を改修し、2016（平成 28）年 4 月に水俣環境アカデミアを開設しました。開設以降、シンポジウムや市民公開講座の開催、国連機関との連携による国際貢献事業の実施、国内外からの研修受入等を行い、2018（平成 30）年度末で延べ 10,647 人が利用しています。今後も、国内外のネットワークを広げ、研究者や大学生などを水俣に招き、地域のフィールドや人材につなぐ地域内外の交流を促進する拠点施設として、各種事業を通じて水俣地域の教育研究活動、まちづくり、しごとづくりを推進していきます。

公害・環境学習プログラムの充実については、みなまた環境大学セミナーや、熊本大

[3)] 複数の交通機関等を使用する場合の、２種類目の交通機関のことを指す。主には鉄道駅から路線バスや自転車などを使って学校や観光地へ赴く交通手段のことをいう。

学と連携し、主に市民を受講者として環境分析やエネルギー等に関した知識の習得に貢献したみなまた環境塾などを開催しました。村丸ごと生活博物館については、過疎・高齢化の影響により対応が難しい地区もあるため、各地区の意向を確認し、必要に応じて地区の活動への支援を講じていきます。環境学習資料の作成については、「環境」をテーマにした絵本の原文を全国から公募し、大賞作品を絵本として３冊、優秀作品集を１冊刊行しました。

市民協働によるまちづくり

市民協働による環境モデル都市づくりの推進について、環境にやさしい暮らし円卓会議やゼロ・ウェイスト円卓会議の活動により、水俣特産の焼酎づくりや家庭用生ごみ処理容器「キエーロ」の普及促進が図られました。今後、円卓会議や環境モデル都市推進委員会については、構成や位置づけを整理し、統合再編を行う必要があります。

市民参加による評価については、学識経験者や ISO14001 に関する資格を有する人等で組織した水俣市役所環境 ISO 市民監査委員会から、本市独自の環境管理システムによって、各課における省エネ省資源や環境モデル都市づくりの取組を監査していただき、高い評価をいただきました。環境管理システムによる管理は 2018（平成 30）年度をもって終了しましたが、今後は、「水俣市地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）」や、導入予定である行政評価制度等により事業評価を続けていきます。

２　計画の目的

本計画は、「水俣市環境基本条例」第 13 条に基づき、良好な環境を確保する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

市が目指す環境像を実現するための方針や施策を示すとともに、市、市民や市民団体等、事業者の取り組むべき事項について定めています。

水俣市環境基本条例（抄）

（環境基本計画）

第 13 条　市は、良好な環境を確保する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、及び実施しなければならない。

２　基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

（1）　水俣病の経験及び教訓を踏まえた目指すべき環境像に関すること。

（2）　海、山、川等の生態系に配慮した健康で文化的な暮らしの創造に関すること。

（3）　安心安全な生活を維持するための持続可能な地域社会の形成に関すること。

（4）　その他良好な環境を確保し、及び継承するために必要な事項に関すること。

３　計画の位置づけ

本市では、「第６次水俣市総合計画」により、2019（令和元）年度から 2026（令和8）年度までのまちづくりの目標を示しています。「第６次水俣市総合計画」では、目指す将来像、基本理念を「みんなが幸せを感じ　笑顔あふれる元気なまち　水俣」と定め、政策分野ごとに６つの基本目標を示しています。

「第３次水俣市環境基本計画」は、本市のまちづくりの理念や誇るべき環境を次世代へ伝えていくため、中長期的な視点から、総合的・計画的に施策を推進することにより、上記の総合計画における部門計画として、「水俣市一般廃棄物処理基本計画[4)]」や「水俣市環境モデル都市行動計画（アクションプラン）[5)]」等、各計画との整合を図りながら、本市の環境政策の基本的な考え方を定めるものです。

また、本市のあるべき環境像と基本目標を定め、これらを実現させるための施策や取り組みなど、これからの市民や市民団体等、事業者及び市の行動指針及び環境行政の指針を示すとともに、SDGs に掲げる 17 の目標のうち、それぞれの施策の該当する目標を達成するため策定します。

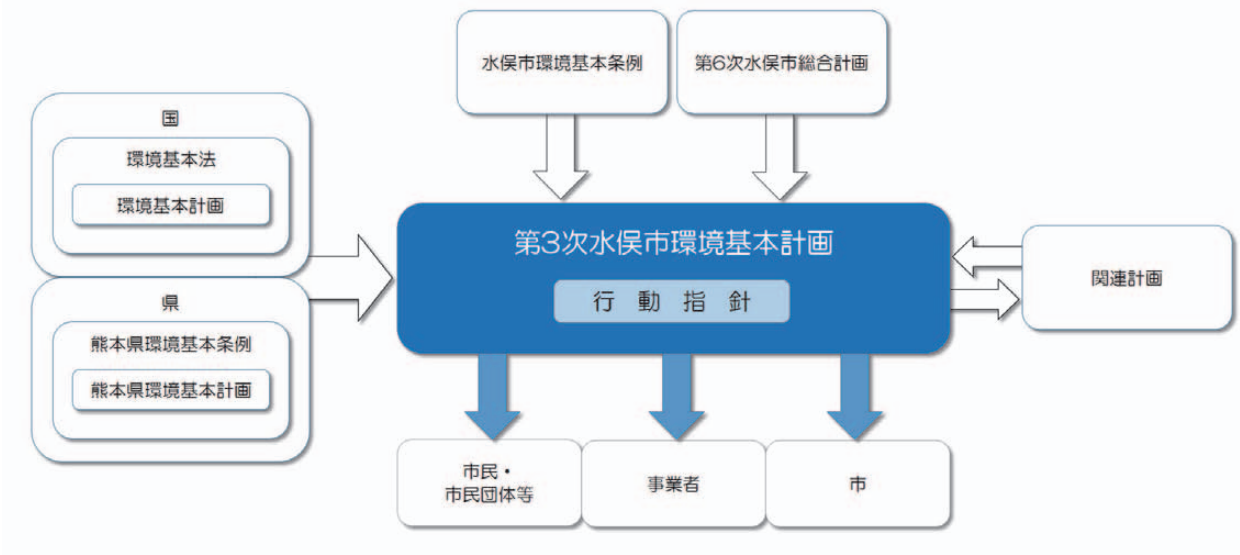

4) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第６条第１項に基づき策定義務が課せられた一般廃棄物処理計画。なお、一般廃棄物処理計画は、長期的視点に立つ一般廃棄物処理基本計画と、年度ごとの一般廃棄物処理実施計画で構成されている。

5) 政府が「低炭素社会の実現に向け高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジしている都市」として選定した「環境モデル都市」が策定する削減目標達成のための計画。

４　計画の期間

本計画の期間は、2020（令和２）年度から2027（令和９）年度までの８年間とします。

ただし、今後の社会情勢の変化や計画の進捗状況、新たな法令等の施行など、必要に応じて見直しを図ります。

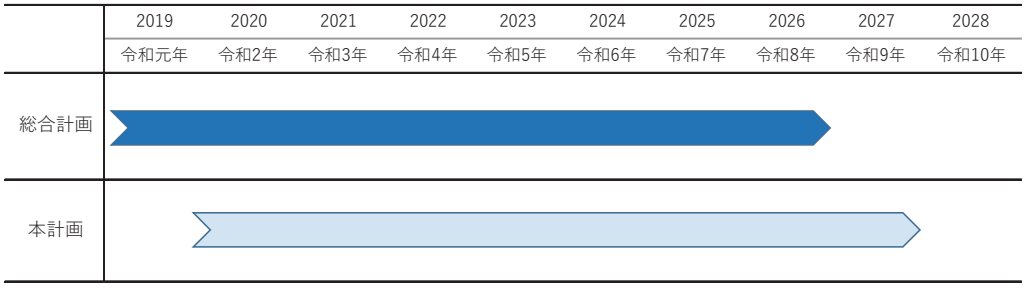

５　計画の対象地域及び範囲

（１）対象地域

本計画の対象地域は、水俣市全域とします。ただし、周辺地域や地球環境への影響を十分視野に入れ、広域的な取り組みが必要な施策については、国、熊本県及び他の市町等と連携して推進に努めます。

（２）対象とする環境の範囲

本計画の対象とする範囲は、山や海、川などの「自然環境」、大気や水、騒音振動、ごみ問題などの「生活環境」、地球温暖化などの「地球環境」とします。また、これら３つの環境と横断的に係る「環境教育・環境学習」、「環境行動・保全活動」を範囲に含めます。

６　計画の主体

本計画の推進主体は、市民や市民団体等、事業者、市です。それぞれが水俣市環境基本条例に掲げられた責務を果たすとともに、連携・協働により本計画を推進することとします。

７　計画の構成

本計画の構成は、次のとおりです。

第1章　基本的事項	・計画の趣旨、位置づけ、期間、構成等について示します。
第2章　水俣市の現況	・本市の生活環境等の状況について示します。
第3章　将来の環境像と施策の体系	・本市が目指す将来像を設定し、それを実現するための施策を示します。
第4章　施策の展開	・施策、施策区分ごとに具体的な取組の内容を示します。
第5章　計画の推進と進行管理	・計画の実効性を高めるための推進体制と進行管理について示します。

第２章　水俣市の現況

１　地勢

本市は、熊本県の最南端に位置しており、面積は 163.29 ㎢、北は葦北郡津奈木町、葦北郡芦北町の矢城山、大関山系に、東は球磨郡と国見山及びそれに連なる山系に、南は矢筈山、鬼嶽山系により鹿児島県出水市、伊佐市と境を接し、西は不知火海に面して約 30 ㎞の海岸線を有しており、市域の大部分は山間部で占められています。

市の中央を東西に横断する水俣川は、越小場に源を発し、久木野川と宝川内川は市渡瀬付近において水俣川に合流しており、鬼嶽山及び矢筈山にそれぞれ源を発する支川は、湯出三本松付近で湯出川を構成し、南北に走って水俣川河口上流２㎞地点で水俣川に合流し、川幅 100mの水俣川は不知火海に注いでいます。その他の主な河川として、県境を流れる境川、袋地区を貫流する袋川があり、長崎川、初野川、牧ノ内川、多々良川、坂口川等があります。

地質は、九州山系の西南延長部と南九州の第三紀火山群との複合地域にあたり、安山岩を母岩とする火山性の地質が多くなっています。

２　気象

気象庁によると、水俣の 2018（平成 30）年の降水量は、2,243 ㎜、最高気温は 38.1 度（８月）、最低気温は-3.3 度（１月）、平均気温は、17.2 度となっています。

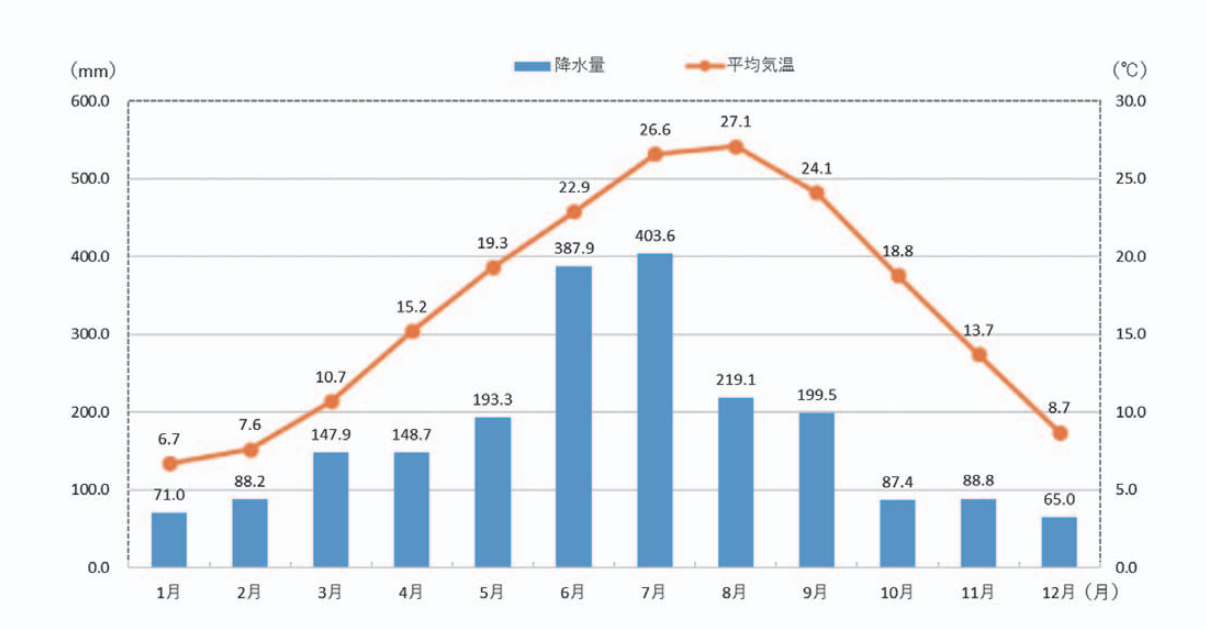

３　人口等

（１）人口

国勢調査［2015（平成 27）年 10 月１日現在］によると、本市の人口は、25,411 人、世帯数は 10,639 世帯となっています。

1908（明治 41）年、新日本窒素肥料株式会社水俣工場が設立されてからは、急速に人口が増加し、1956（昭和 31）年に旧久木野村と合併したころには、５万人を超えピークを迎えました。

1989（平成元）年以降の人口の推移を見ると、2014（平成 26）年までの 25 年間で約１万人、平均して毎年約 400 人程度減少しています。

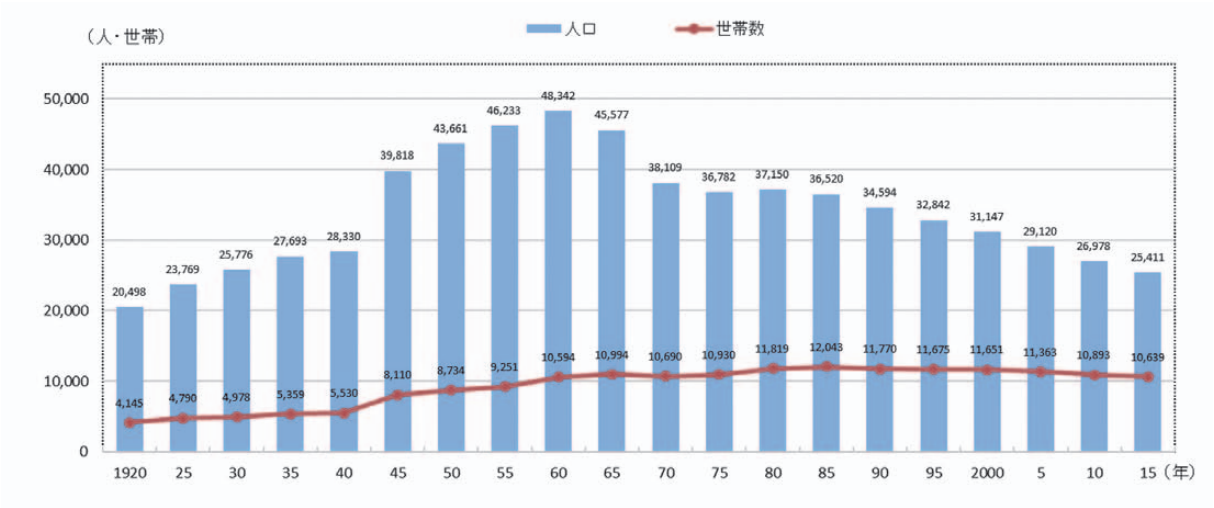

参照：総務省統計局「国勢調査」をもとに水俣市作成

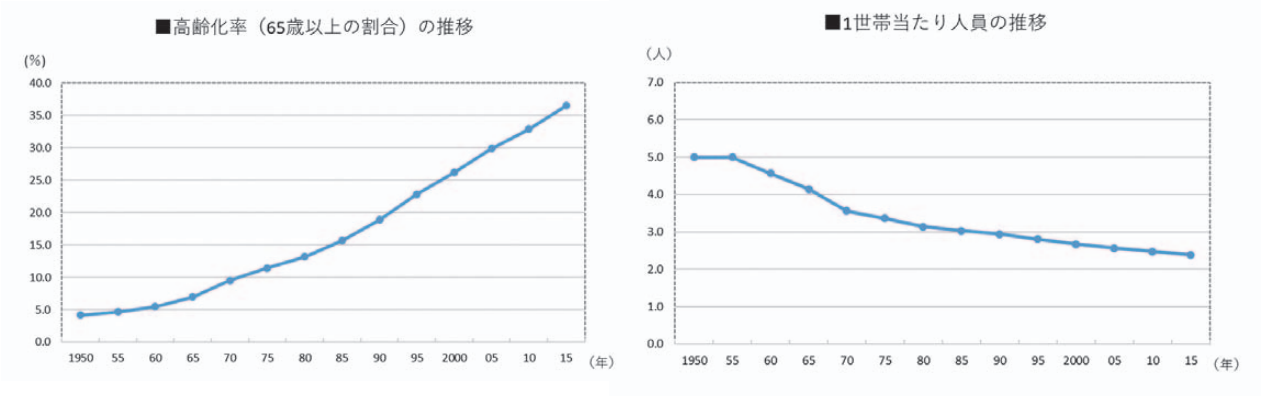

参照：総務省統計局「国勢調査」をもとに水俣市作成

（２）産業

国勢調査によると、2015（平成 27）年の産業分類別人口の割合は、第１次産業が 6.5%、第２次産業が 23.7%、第３次産業が 69.8%となっています。1985（昭和 60）年以降、人口の減少に伴い、すべての分類において減少しておりますが、特に第１次産業就業者数は 1985（昭和 60）年の約３分の１に、また、第２次産業就業者数は約半分になっています。

割合としては、1985（昭和 60）年の第１次産業就業者数は 13.7%、第２次産業就業者数は 31.4%であり、第１次産業就業者数の減少が顕著となっています。

2016（平成 28）年の就業者の業種は、医療・福祉が 24.1%と最も多く、次いで製造業（20.0%）、卸売・小売業（19.5%）となっています。

■産業分類別就業人口の推移

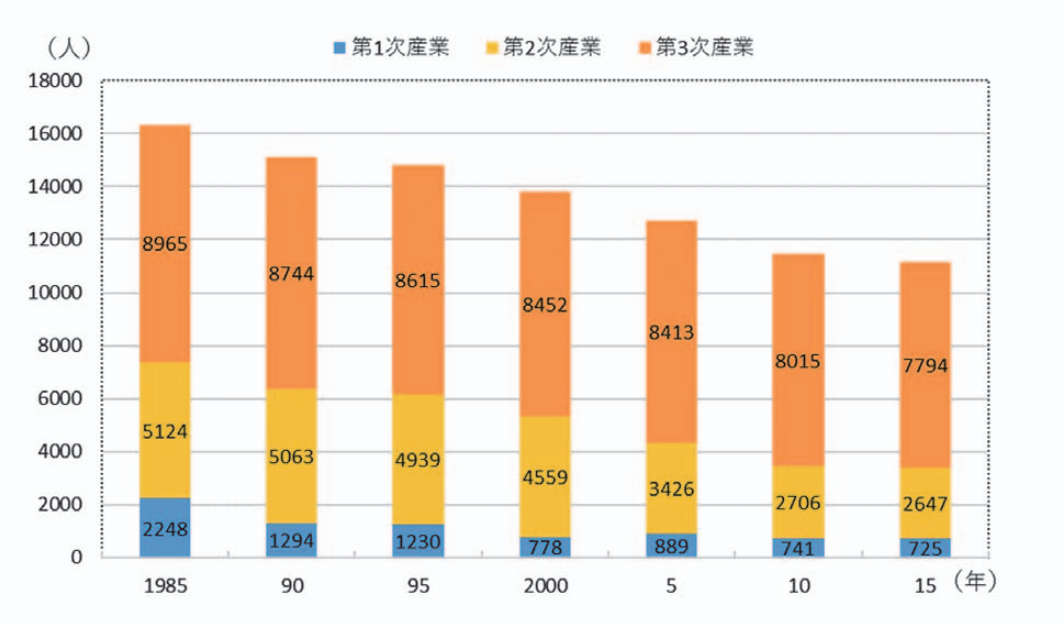

参照：総務省統計局「国勢調査」をもとに水俣市作成

■産業別就業者数の割合（2016（平成 28）年）

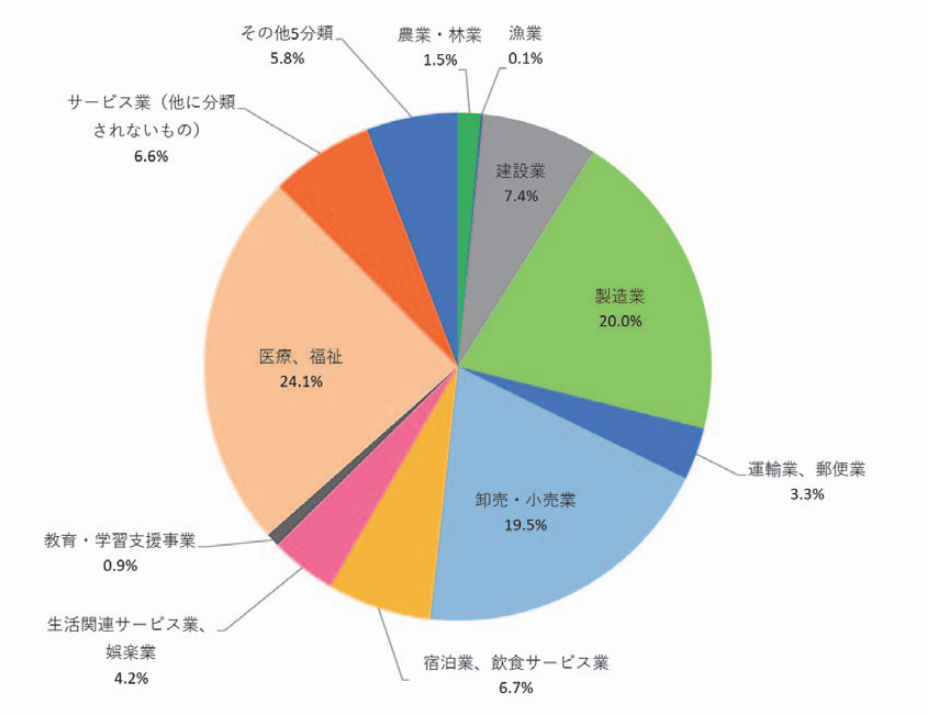

参照：平成３０年度熊本県統計年鑑をもとに水俣市作成

（３）土地利用面積

本市の土地利用の状況は、森林が 122 ㎢（74.6%）と最も多く、次いで農用地が 10 ㎢（6.0%）となっており、自然的土地利用が約 81%を占めています。

また、住宅地、工業用地の他その他宅地を含めた「宅地面積」は約６㎢（3.6%）となっています。

■2016（平成 28）年度土地利用面積

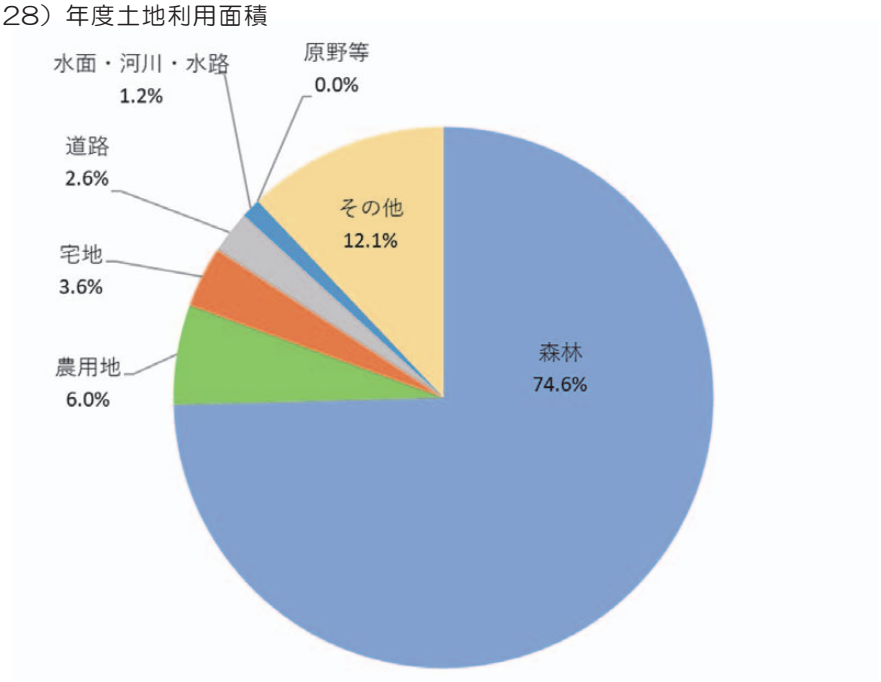

参照：平成 30 年度熊本県統計年鑑をもとに水俣市作成

４　生活環境

（１）大気

熊本県が設置している大気汚染常時監視測定局（水俣保健所測定局）における近年の環境基準の達成状況をみると、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については基準を達成しています。また、微小粒子状物質については 2015（平成 27）年度から達成していますが、光化学スモッグの発生に大きくかかわっている光化学オキシダントについては非達成となっています。

大気の状況を引き続き注視していくとともに、熊本県から発令される注意報や注意喚起などの情報を市民へ迅速に提供していく必要があります。

■大気環境の状況（水俣保健所測定局）

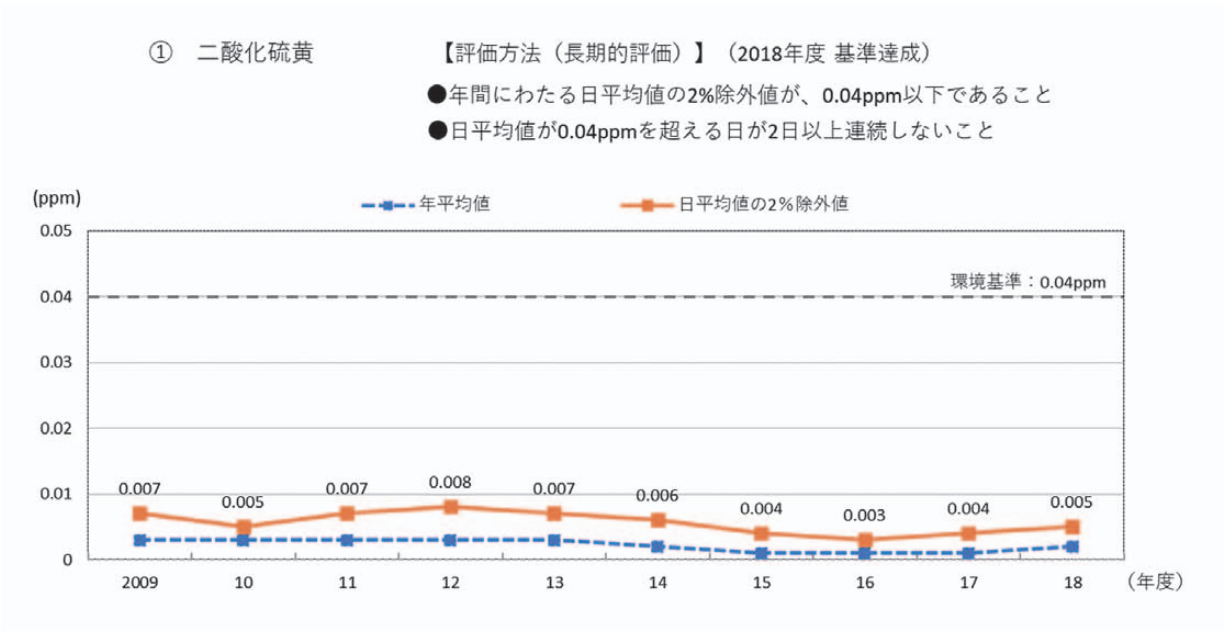

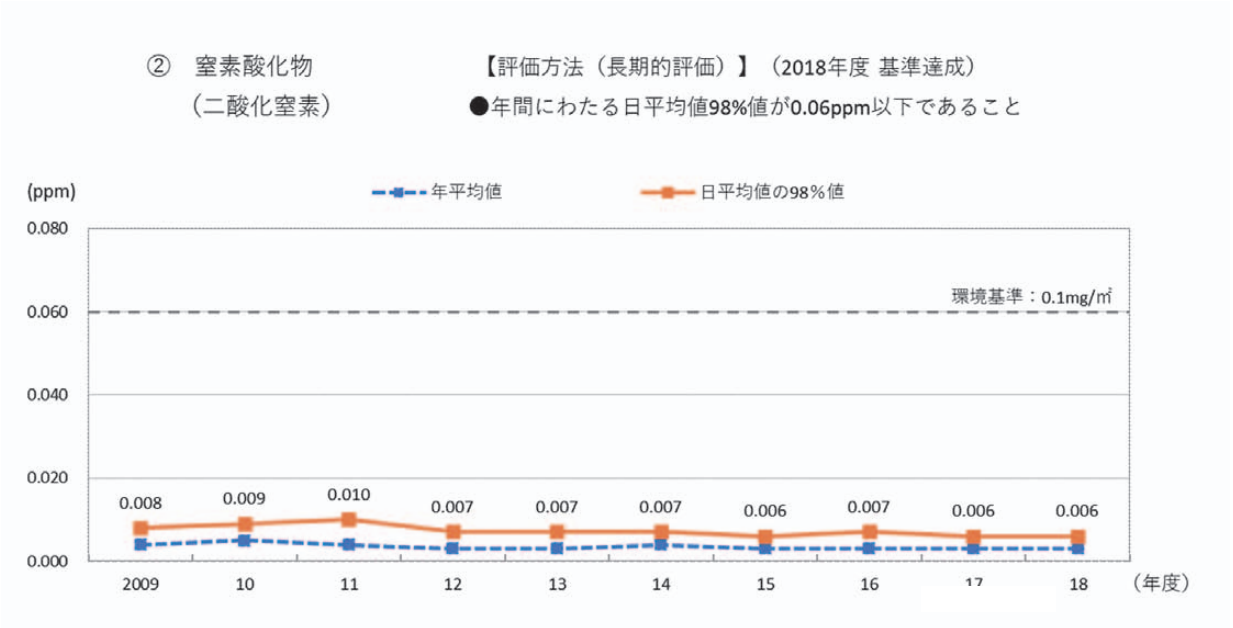

③　浮遊粒子状物質　　【評価方法（長期的評価）】（2018年度 基準達成）

●年間にわたる日平均値の2%除外値が、0.1mg/㎥以下であること

●日平均値が0.1mg/㎥を超える日が2日以上連続しないこと

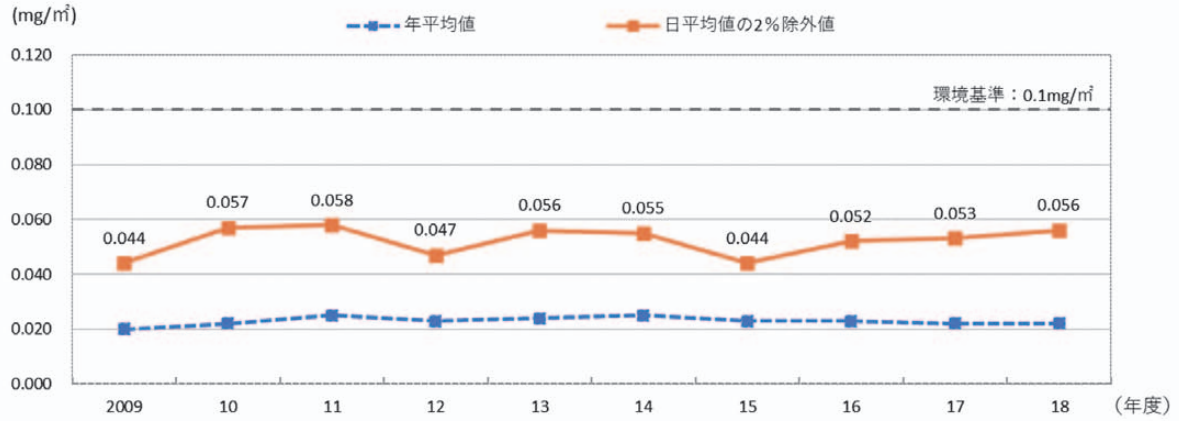

④　光化学オキシダント　　【評価方法】

●昼間の1時間値が、0.06ppm以下であること

●2018年度、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数及び時間が、81日、延べ390時間

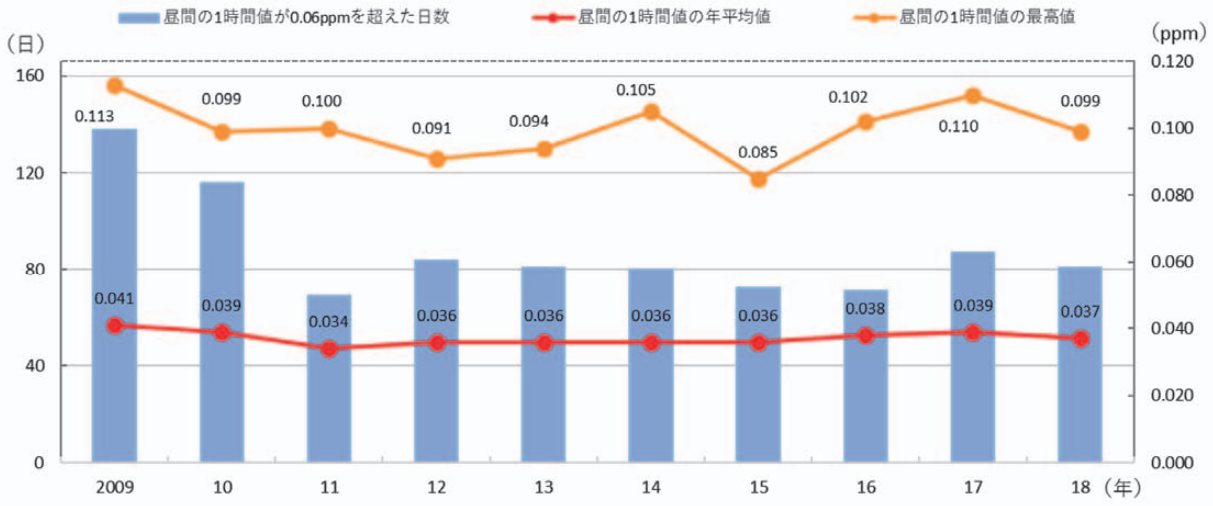

■微小粒子状物質（PM2.5）の状況（水俣保健所測定局）〔μg/㎥〕

年度	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値の最高値	環境基準（長期的評価）
2013	16.3	42.7	71.3	非達成
2014	16.1	37.3	52.7	非達成
2015	13.4	28.7	34.5	達成
2016	12.8	28.1	36.3	達成
2017	11.6	26.8	40.3	達成
2018	14.4	33	45.2	達成

【評価方法（長期的評価）】（2018 年度：基準達成）
●年平均値が 15 μg/㎥以下
【評価方法（短期的評価）】（2018 年度：基準達成）
●年間に渡る日平均値の 98%値が 35 μg/㎥以下

○長期的評価

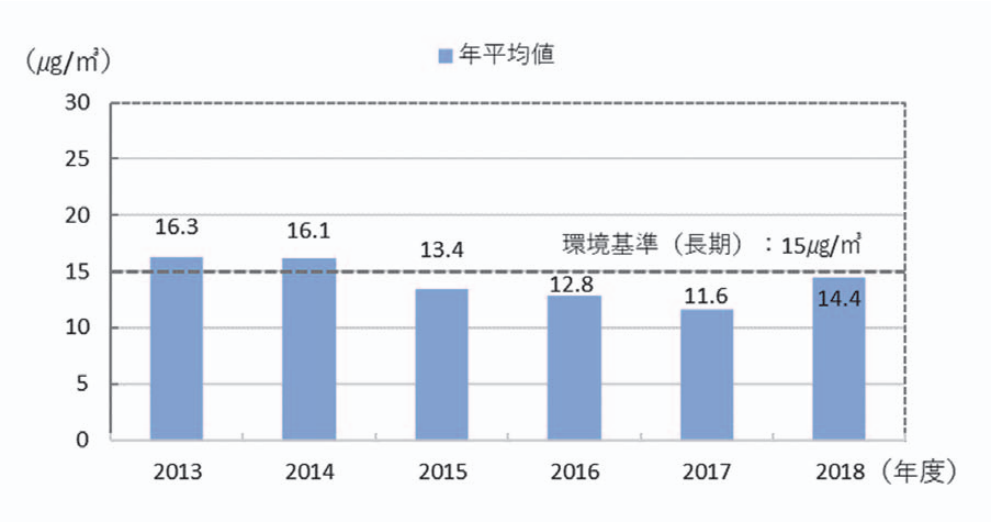

○短期的評価

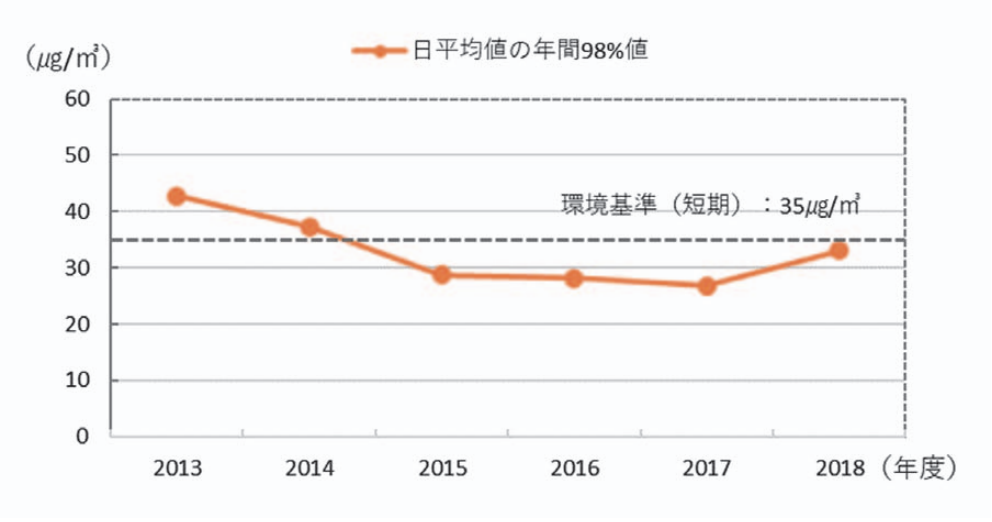

参照）熊本県「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書」をもとに水俣市作成

（２）水質

公共用水域における近年の環境基準の達成状況をみると、河川では湯出川（環境基準点２か所：江南橋・大森橋）、水俣川（環境基準点２か所：桜野橋・鶴田橋）ともに基準（BOD[1)]）を達成しています。海域では、袋湾、西湯の児ともに近年、基準（COD[2)]）を大きく超過した年も見られましたが、2018（平成 30）年は、ともに基準を達成しています。

なお、本市にはカーバイト残渣による造成地があり、水俣川の河口付近を中心に pH が高い水路が見受けられることから、監視を継続する必要があります。

また、汚水処理人口普及率[3)]は 2018（平成 30）年度末で 63.7%と全国平均 91.4%よりかなり低い状況です。

このことから、下水道接続世帯の増加、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、合併処理浄化槽の設置を推進する必要があります。

■河川（環境基準点）の水質経年変化（BOD）

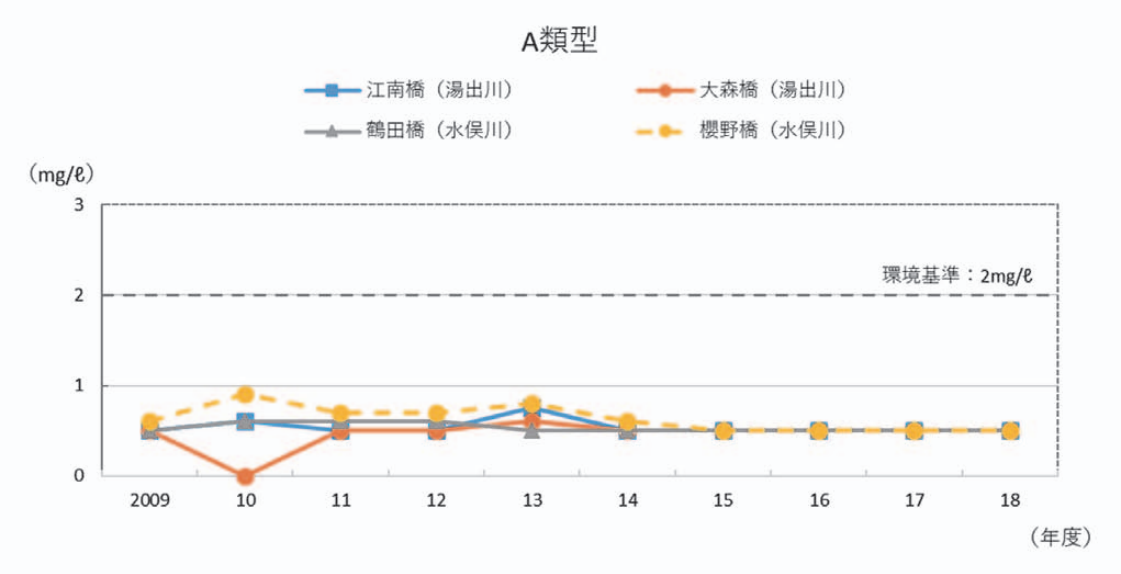

■海域（環境基準点）の水質経年変化（COD）

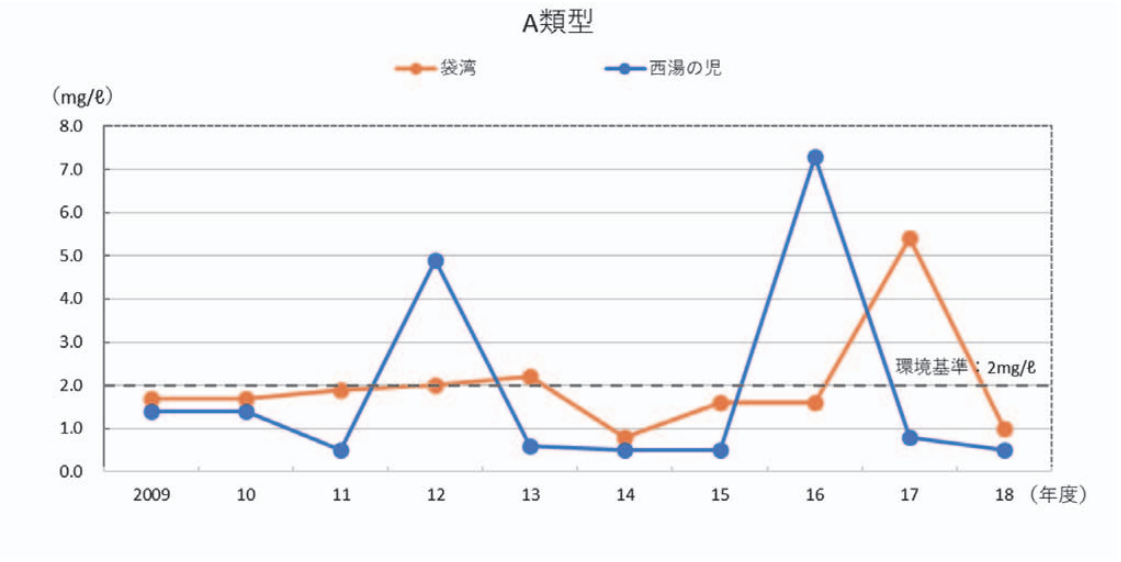

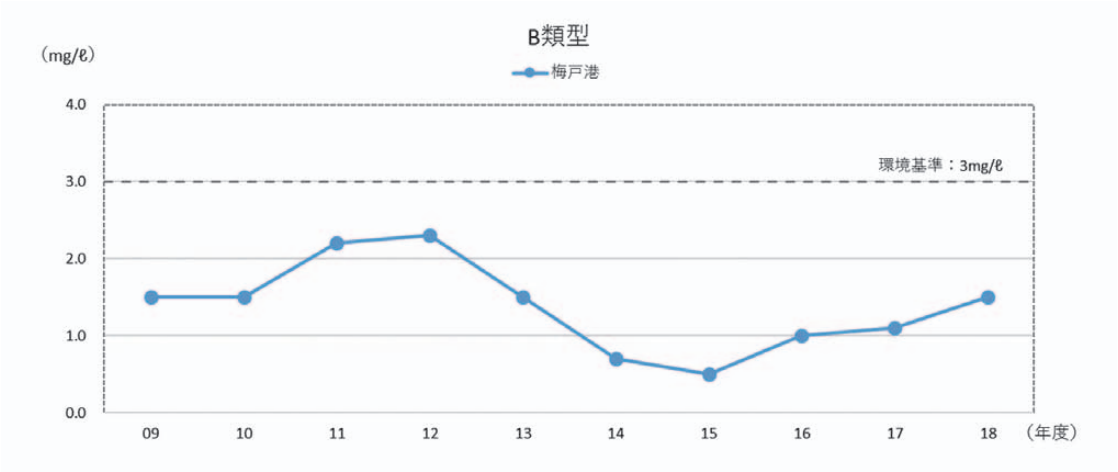

[1] BOD（生物化学的酸素要求量）：河川水や工場排水など淡水中の有機物が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量のことで、単位は一般的にmg/L で表す。この数値が大きくなれば、その河川などの水中には有機物（汚濁物質）が多く、水質が悪化していることを意味する。

[2] COD（科学的酸素要求量）：海域や湖沼など水中の有機物等の汚濁物質を、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量をmg/L で表したものであり、数値が大きいほど水中の汚染物質の量が多いことを示す。

[3] 汚水処理人口普及率：公共下水道、農業集落排水施設が利用できる人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を市内総人口で除して算定した汚水処理施設の普及割合。

（３）公害苦情

本市における過去１０年間の典型７公害[4)]に関する苦情件数について、大気汚染によるものが多い傾向にありますが、ほとんどが野焼きによる通報です。

また、これまであまりなかった浄化槽の点検や検査の放置を原因とする悪臭の苦情も発生しています。

■典型７公害に関する苦情申立件数（地盤沈下除く）

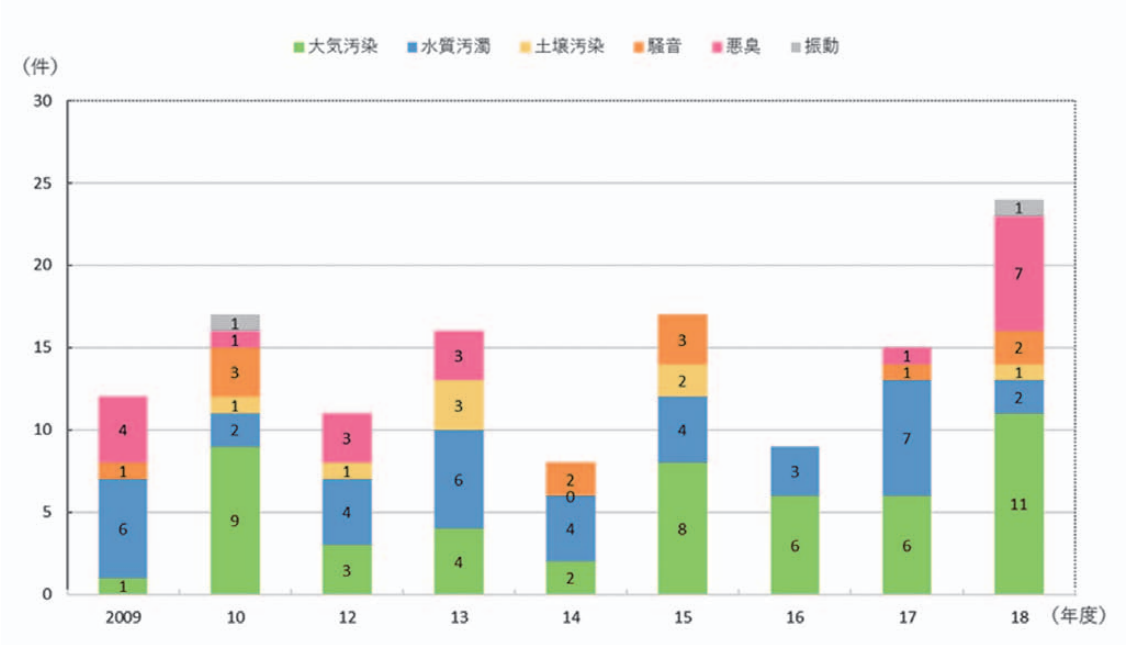

■典型７公害に関する苦情の発生源
（2018（平成 30）年度）

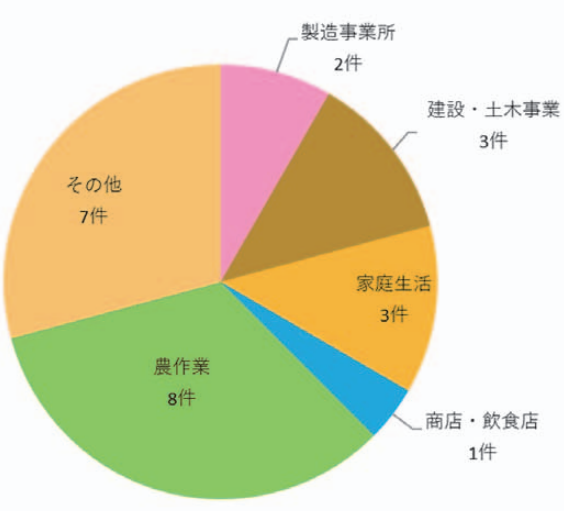

■典型７公害に関する苦情の用途地域別件数
（2018（平成 30）年度）

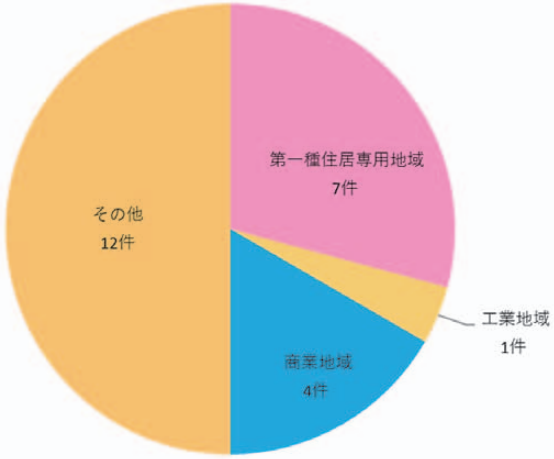

4) 典型７公害：環境基本法第２条第３項に定義されている大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によって被害が生じることをいう。

（４）ごみ問題

ごみの総排出量は、2012（平成 24）年度以降ほぼ減少傾向で推移していますが、2018（平成 30）年度は生ごみ収集地区を市内全域に拡大したことや事業所ごみの増加などにより若干増加しています。

１人当たりのごみ排出量では、2008（平成 20）年度から 2018（平成 30）年度までの 11 年間において、途中で多少の増減はあるものの、800ｇ前後のほぼ横ばいで推移している状況です。また、リサイクル率も同様に、この 11 年間は 40%前後と頭打ち状態となっています。

家庭から排出されるごみの組成状況を見ると、紙類が約 60%、ビニール類が 24%となっており、これらの中には資源ごみとして分別可能なものが相当量含まれているものと推測されます。今後もリサイクル推進委員の研修会や市報による広報活動などにより、市民に分別の徹底を継続して粘り強く呼びかけていく必要があります。

分別に関しては、2018（平成 30）年度途中から生ごみの市内全域収集、新たに紙パック類の分別収集を開始し、2019（令和元）年度からは硬質プラスチックや羽毛ふとんの資源化にも取り組んでいます。

生ごみに関しては、2017（平成 29）年度８月から一般家庭への生ごみ処理容器「キエーロ」の無償貸与事業を開始し、2019（令和元）年 11 月末現在で 923 基が設置され、今後、生ごみの減量化につながっていくものと期待されます。

今後の課題として、ごみの総量抑制やリサイクル・資源化のさらなる推進に努めていくことはもちろん、ごみ出しや分別が困難な高齢者等への対応について、具体策を検討していく必要があります。

■水俣市のごみの総排出量と１人１日あたり排出量の推移

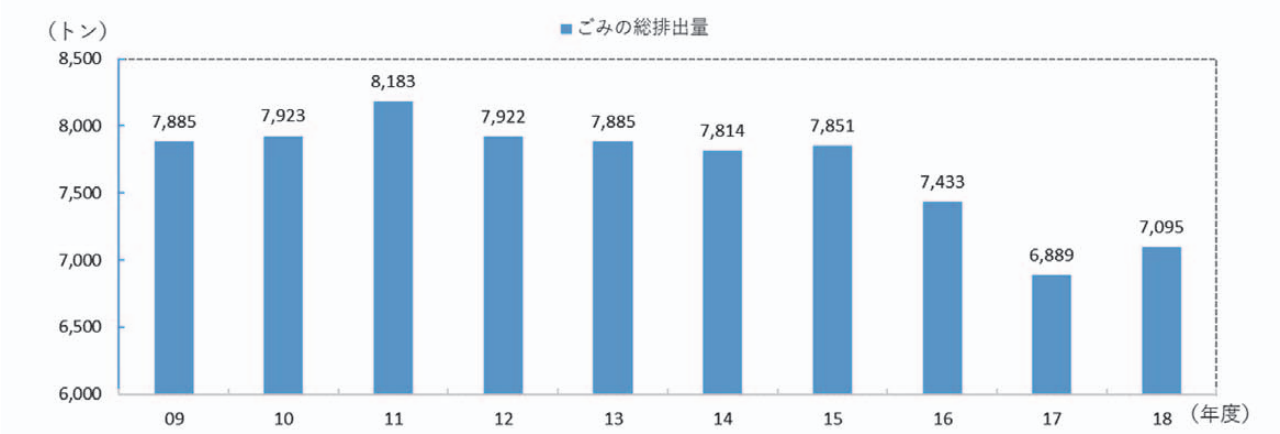

出典）「水俣市一般廃棄物処理実施計画」

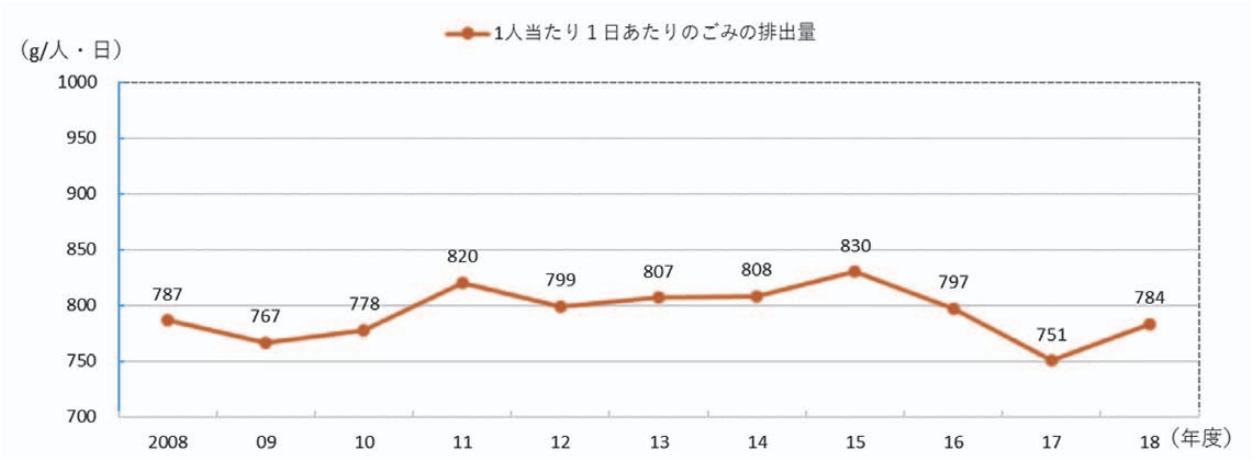

出典）「水俣市一般廃棄物処理実施計画」

■家庭から排出されるごみの組成状況（2018（平成 30）年度）

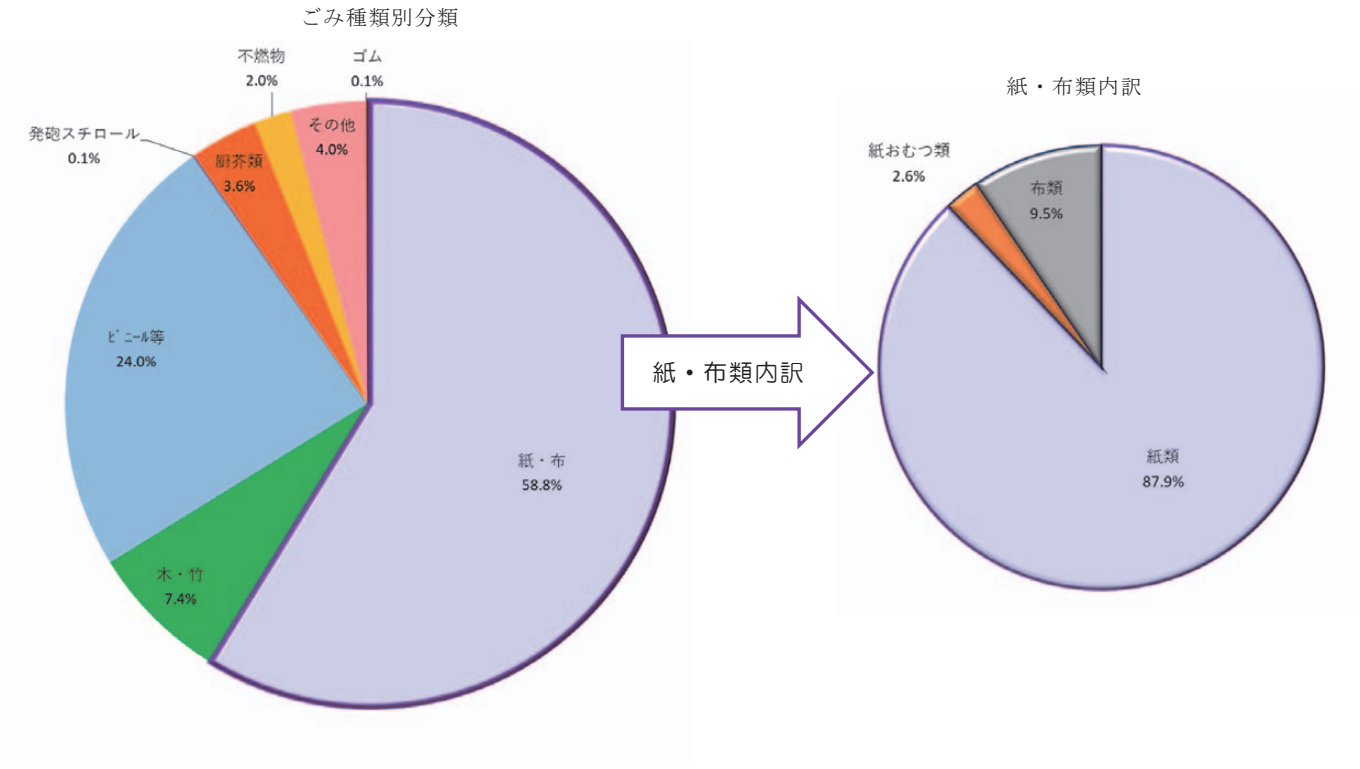

出典）「水俣市一般廃棄物処理実施計画」

（５）地域環境

環境月間や海と川のクリーンアップ作戦等の清掃活動により、河川や海岸などの環境は概ね良好です。

また、典型７公害を除く苦情の内容を分析すると、適切に管理されていない土地の増加による雑木等の影響や特定家電[5)]等の不法投棄が多くなっています。

一因として、人口の減少や高齢世帯の増加により、土地の適切な管理が困難となっていること、ごみ出しに支障が生じていることなどが考えられます。

その他、猫の多頭飼いや、無責任な野良猫や野良犬への餌やり等がご近所トラブルに発展するケースも多いことから、責任ある動物愛護を粘り強く指導していく必要があります。

■雑草の繁茂などに関する苦情申立件数（2018（平成 30）年度）

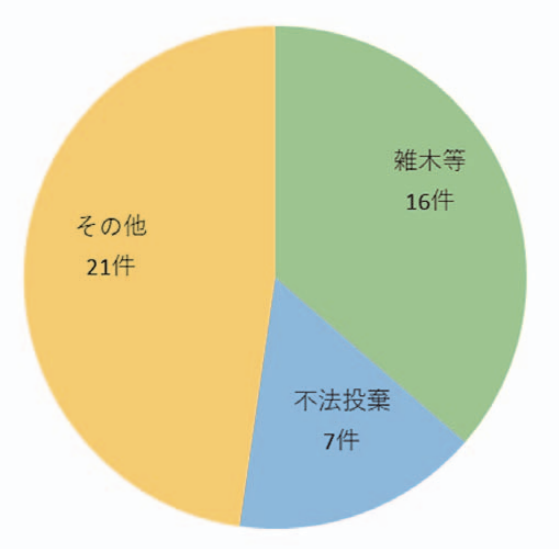

5) 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）によって製造業者に回収が義務付けられていることから、廃棄する場合は所有者が引き取り料金を支払わなければならないとされている、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機などの家電製品を指す。

５　自然環境

森林は、12,144ha（民有林 10,389ha、国有林 1,755ha）であり、民有林のうち、スギ・ヒノキ等の人工林が 87%、天然林は 11%と少ないのが特徴です。

（出典：平成 28 年度水俣市林業統計）

水俣川は、湯出川、久木野川、宝川内川を集めて市内を東から西に流れ、アユ、ハエ、コイ、ウナギ、エビ等の水棲動物とカワセミ、セキレイ、ヤマセミなどの鳥類が生息しています。

八代海に面する海域では、タチウオ、アジ、タコ、ボラ、コノシロ、カタクチイワシなどが獲れています。

本市の無田湿原には、ミミカキグサ、タヌキモ、モウセンゴケ等、熊本県下でもまれな食虫植物をはじめ、多様な湿地植物が自生しています。湿原の保存状態も比較的よく、貴重な湿原であることから、1973（昭和 48）年 6 月に水俣市天然記念物に、2001（平成 13）年 2 月には熊本県自然環境保全地域に指定されています。

このほか、天然記念物として指定し、保護を図っているものとして、薄原神社のナギ（熊本県指定）、キイセンニンソウ、茂川のヤマナシ、荒神神社のムクノキがあります。

無田湿原

薄原神社のナギ（熊本県指定）

６　地球環境

国の 2017（平成 29）年度の温室効果ガス排出量は、12 億 9,200 万トンとなっており、2013（平成 25）年度比では 8.4%減少しています。

熊本県の 2016（平成 28）年度の温室効果ガス排出量は、1,298 万 3 千トンとなっており、2013（平成 25）年度比では 16.1%減少しています。これは節電取組や再生可能エネルギーの導入拡大等に伴う電力排出係数の低下によるものと考えられます。

また、熊本県は、2019（令和元）年 12 月に、将来目指すべき姿として、「2050 年までに県内 CO_2（二酸化炭素）排出実績ゼロ」を宣言しました。

本市の 2017（平成 29）年の温室効果ガス排出量は、12 万 7 千トンとなっており、部門別では、産業部門が約 29%と最も多く、次いで、業務、家庭、運輸部門となっています。

一方、海洋プラスチックごみによる影響は、生態系を含む海洋環境や沿岸部の生活環境など多岐に渡っており、国際的にも問題解決への機運が高まっているなか、我が国でも、「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策を取組の一つとして位置づけています。

本市においては、ごみの高度分別はもとより、市民・事業者との協働による「海と川のクリーンアップ作戦」や、漁業者による海岸漂着物の清掃事業など、海岸等の保全を進めてきたほか、「ゼロ・ウェイスト」の理念のもと、ペットボトルなどプラスチックごみの発生抑制に努めてきましたが、今後も、更なる脱プラスチックに向けた取組を加速していく必要があります。

海と川のクリーンアップ作戦

７　環境学習・環境教育

本市の小中学校では、水俣病の学習や学校版環境 ISO 及びごみ分別等による環境学習について積極的に取り組み、水俣病に関する正しい理解とともに、環境モデル都市づくりを進める本市の取組を、系統的に学習する機会を展開しています。

また、熊本県内の小学５年生を対象として、水俣病への正しい理解を図り、差別や偏見を許さない心情や態度を育むとともに、環境や環境問題への関心を高め、環境保全や環境問題の解決に意欲的に関わろうとする態度や能力を育成することを目的に、『水俣に学ぶ肥後っ子教室』が実施されています。

一方、市内唯一の高校である水俣高校の支援として、本市とつながりのある海外の大学や都市、国内の留学生等との交流や、生徒の学習意欲の向上に資する様々な機会を創出し、国際的視野を持つ人材の育成に貢献してきました。

2016 年（平成 28）年には水俣市をフィールドとした教育・研究活動等をさらに促進、活性化させるため、「水俣環境アカデミア」を開設しました。水俣環境アカデミアでは、大学、研究機関等の誘致による交流人口の増加、地域課題の解決などを目指して事業を行っています。また、それらの教育・研究活動の成果を含む水俣地域の知識・知恵などを地域内外に発信し、水俣地域及び世界での持続可能な発展に資する人材の育成を目指すとともに、産学官民の連携を促進し、地域に還元することで、地域経済の振興への貢献を図っています。

小学生を対象とした SDGs 講座

ジュニアサイエンスセミナー

８　協働（パートナーシップ）

本市は、1992（平成４）年に宣言しこれまで継承してきた環境モデル都市づくりに加え、2008（平成 20）年に国によって選定された新たな環境モデル都市の視点を踏まえ、低炭素社会の構築を目指しながら、市民協働で自然の生態系に配慮した暮らしを推進してきました。

これからの環境政策の展開にあたり、市民や市民団体、事業者、市の各主体が、環境に対する自らの責任を自覚し、取り組むことで暮らしや環境にとって利益となることや、環境保全に対して担うべき役割と意義を理解し、それぞれの立場に応じた役割分担のもとで、当事者意識をもって自主的かつ積極的に環境負荷を可能な限り低減していくことを目指す必要があります。そのため、さらなる協働の充実に向けて、それぞれの役割を明らかにします。

水俣市環境基本条例（抄）

（市民の責務）

第６条　市民は、この条例の精神を重んじ、日常生活において環境に深く配慮し、自ら進んで良好な環境を確保し、環境まちづくりに協力するよう努めなければならない。

（市民団体の責務）

第７条　市民団体は、この条例の精神を重んじ、自らの活動によって生じる環境負荷を低減し、環境まちづくりに積極的に参加し、又は協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第８条　事業者は、この条例の精神を重んじ、その事業活動によって環境を損なわないよう自己の責任において、必要な措置を自ら進んで講ずるとともに、環境まちづくりに協力するよう努めなければならない。

２　事業者は、事業活動により良好な環境を破壊したときは、他の法令に定めのあるものを除くほか、自らの責任と負担において原状回復しなければならない。

（滞在者等の責務）

第９条　滞在者等は、第６条に規定する市民の責務に準じて環境への配慮等に努めなければならない。

（市の責務）

第 10 条　市は、施策を実施するに当たって、この条例の基本的な考え方に従い、良好な環境を確保するための仕組みづくりに努めなければならない。

２　市は、教育活動、広報活動等を通じて、市民等の環境に関する意識を向上させ、責任の自覚を促すとともに率先的な行動に努めなければならない。

３　市は、環境モデル都市づくりを推進するに当たって、関係部局等による総合的かつ横断的体制を整備しなければならない。

第３章　将来の環境像と施策の体系

１　将来の環境像

第 6 次水俣市総合計画の策定にあたり、2018（平成 30）年に市民ワークショップが開催されました。「10 年後の水俣の将来像」について、５つの分野に分かれ、参加者同士が対話形式で意見交換を行いました。５つの分野のうち、環境グループで出された意見と、これまでの環境行政の継続性や水俣市環境基本条例の理念、第 6 次水俣市総合計画との整合・連動を図る観点から、本計画の目指す環境像を次のとおり設定します。

『 次代へつなぐ

環境・経済・社会が調和したまち　みなまた 』

２　基本目標と施策

本市が目指す環境像を実現するために、基本目標を掲げ、６つの施策により展開します。

【基本目標】　次代へつなぐ環境づくり

水俣病の経験を教訓として、引き続き、環境に配慮した様々な施策に取り組むとともに、循環型社会の形成、低炭素社会の実現を目指します。また、騒音や不法投棄問題など、生活環境をめぐる様々な問題に適切に対応していくとともに、市民主体の環境保全活動を支援し、自然を大切にするまちづくりを推進します。

施策１　水俣病問題への取組と「もやい直し」の推進

水俣病で犠牲となった全ての生命に祈りを捧げ、多様な市民が協力して事業に取り組むこと等により「もやい直し」を推進し、同様の産業公害が地球上で二度と起こることがないよう、その教訓の発信に努めます。また、水俣病問題の歴史と教訓を将来にわたって発信し続けるため、歴史上重要な基礎資料や水俣病に起因する各種影響と地域社会の再生に関する情報を収集、保存します。

施策２　循環型社会の形成

ごみ処理を焼却と埋立に頼らない仕組みをつくる「ゼロ・ウェイスト」の理念に基づき、ごみ減量に向けた取組を進めます。また、地域、家庭、事業所それぞれにおいて、適正なごみの分別、処理を促進し、資源の有効利用、ごみの排出抑制を図るとともに、ごみ減量のための情報発信及び普及啓発に努めます。

施策３　低炭素社会の実現

産業・運輸・業務・家庭の各部門において、高効率・省エネ機器への転換や、再生可能エネルギーの導入を進め、温室効果ガス排出量の削減を目指します。また、公共施設の環境負荷低減を図るとともに、計画的に再生可能エネルギー、高効率・省エネ設備等の導入を進めるなど、気候変動適応策についても検討していきます。

施策４　生活環境の保全

水質分析、各種騒音・振動・ばい煙測定を実施し、必要に応じて指導を行い、生活環境の保全に努めます。また、ごみ（廃棄物）の不法投棄パトロールを行うほか、公共下水道の汚水処理機能を安定的に保つための取組など、生活環境に必要なインフラの整備を推進します。

施策５　協働による環境保全活動の推進

「環境月間清掃活動」及び「海と川のクリーンアップ作戦」を実施し、市民が主体となった環境保全活動を推進するとともに、森林の持つ水源かん養機能等を向上させるため、間伐・植林活動による豊かな森づくりを進めます。また、花と緑を大切にする市民主体のイベントや活動の支援などにより、自然を大切にするまちづくりを推進します。

施策６　産学官民連携による環境まちづくり事業の推進

大学、研究機関、企業等との連携によるシンポジウム、ジュニアサイエンスセミナー、市民公開講座などを開催し、地域住民や事業者が最新の研究や技術に触れる機会を設け、地域を担う人材を育成します。また、本市と連携関係にある大学、環境省環境調査研究所、そのほか国連機関等による研修事業の受入れ等を実施し、本市が持つ知見や技術、未来志向の取組などを発信するとともに、共同研究、人的交流の活性化を視野に入れ、国内外の大学とのネットワークを充実させ、地域住民、地元小中学校との連携も推進します。

３　施策の体系

本計画における施策の体系は次のとおりです。

環境像	基本目標	施策	施策区分
次代へつなぐ　環境・経済・社会が調和したまち　みなまた	次代へつなぐ環境づくり	1　水俣病問題への取組と「もやい直し」の推進	1　水俣病被害者の支援
			2　水俣病犠牲者の慰霊
			3　公害・環境学習の推進
			4　次世代を担う人材育成
		2　循環型社会の形成	1　ゼロ・ウェイストの推進
			2　ごみ分別の適正化と減量
			3　環境と経済の調和・環境に配慮した選択
		3　低炭素社会の実現	1　地域における温室効果ガス排出量の削減
			2　公共施設における温室効果ガス排出量の削減
			3　地域における温暖化対策・気候変動適応策
		4　生活環境の保全	1　水質・土壌・大気環境等の保全
			2　公共用水域の水質保全
			3　安心・安全なインフラの整備
			4　安定給水の確保
		5　協働による環境保全活動の推進	1　自然環境の保全
			2　水源かん養機能の向上
			3　花と緑のまちづくり
		6　産学官民連携による環境まちづくり事業の推進	1　持続可能な地域社会を担う次世代人材育成
			2　高等教育・研究活動の推進

第４章　施策の展開

施策１　水俣病問題への取組と「もやい直し」の推進

施策区分１：水俣病被害者の支援

【めざす姿】

● 水俣病相談窓口を中心とした各種支援により、支援を必要とする市民が安心して暮らせる社会になっています。

＜関連する計画等＞

第六次水俣・芦北地域振興計画

【現状】

水俣病患者をはじめ、健康不安を感じる多くの市民に対して、健康相談や福祉相談、各種手続きなど水俣病を取り巻く様々な相談に対応しており、水俣病相談員２名、非常勤職員１名を配置しています。現在は、治療用装具の支給申請、手帳の返還手続き、温泉療養支給申請、認定申請等、手続きに関する相談が主になっています。

【課題】

水俣病に関する健康相談は、各種手続き等も含め年々件数は減少していますが、水俣病の被害を受けた人々の症状の悪化に伴う日常生活への不安、介護する親世代の高齢化に伴う将来への不安等の問題に対し、各種制度の説明や相談対応、要望等の把握、不安解消に向けた関係機関との連携機能を持つ相談窓口業務の継続が必要です。

各主体の取組

【市の取組】

● 引き続き、水俣病相談員及び非常勤職員を配置し、相談窓口業務の充実に努めます。
（いきいき健康課・環境課）

【数値目標】

指　標	単位	基準値 (2018 年度)	目標値 (2027 年度)
水俣病相談窓口業務	―	実施	継続

施策区分２：水俣病犠牲者の慰霊

【めざす姿】

● 水俣病で犠牲になったすべての生命の慰霊を行うとともに、二度と水俣病のような悲惨な公害が発生しないように警鐘を鳴らし続けることにより、水俣病の教訓が生かされています。

＜関連する計画等＞

第六次水俣・芦北地域振興計画

【現状】

水俣病で犠牲になったすべての生命の慰霊のため、毎年水俣病犠牲者慰霊式や火のまつりを行っています。

【課題】

水俣病が公式確認されてから６０年以上が経過し、被害にあわれた方や関係者の高齢化が進んでいます。今後も、水俣病で犠牲となったすべての生命に対する慰霊について、風化させることなくつないでいく必要があります。

各主体の取組

【市の取組】

● 「水俣病犠牲者慰霊式実行委員会」において、内容の検討・決定が行われ、実施されている水俣病犠牲者慰霊式を共同で開催します。（環境課）

● 市民が主体となった「火のまつり実行委員会」により内容が検討・決定され、実施されている火のまつり事業を支援し、共同で開催します。（環境課）

【市民・市民団体ができること】

● 「水俣病犠牲者慰霊式実行委員会」において実施内容を検討・決定します。

● 水俣病犠牲者慰霊式式典に参加します。

● 市民が主体となった「火のまつり実行委員会」において実施内容を検討・決定し、火のまつり事業を運営します。

● 火のまつりに参加協力します。

【事業者ができること】

- 水俣病犠牲者慰霊式式典に参加します。
- 火のまつりに参加協力します。

【数値目標】

指　標	単位	基準値 (2018 年度)	目標値 (2027 年度)
水俣病犠牲者慰霊式の参加者数	人	700	700
火のまつりの参加者数	人	300	400

火のまつり

施策区分３：公害・環境学習の推進

【めざす姿】

- 水俣病の歴史上重要な基礎資料を収集し、適正に整理・保存されています。
- 水俣病問題の歴史と教訓に関する情報を国内外に広く発信し、水俣病問題に対する正しい理解が広まっています。
- 水俣病の問題や障がいの有無によって分け隔てられることなく、市民がそれぞれの立場を理解し相互に人格と個性を尊重しあう、もやいを実現できる共生社会（みんなと一緒に自分らしく暮らせるまちづくり、差別のない安心して暮らせるまちづくり）が実現しています。

＜関連する計画等＞

第２期水俣市地域福祉計画及び第２期水俣市地域福祉活動計画
水俣市障がい者福祉計画
第５期水俣市障がい福祉計画及び第１期水俣市障がい児福祉計画

【現状】

水俣病資料館の開館以来、水俣病関係資料の収集・整理・保存を推進しながら、水俣病問題の歴史と教訓を発信していますが、現在もなお、水俣病による被害を受けた地域や患者・被害者に対する偏見、差別的考えが残っています。また、環境や健康より経済発展を優先する政策等により、世界各地で環境汚染が発生し、地域住民が被害を受けている状況も依然続いており、水俣病の教訓が活かされていない状況でもあります。

水俣病は、公式確認から６０年以上が経過している現在でも、全面解決に至っていない状況ですが、そのような中、市民の融和を図り、互いが互いを思いあい、ともに行動するというもやい直しが始まって、地域共生が行われてきている状況です。

しかしながら、水俣病による被害を受けた方や、障がいのある人たちに対する正しい理解はまだまだ進んでいないことから、さらなる対策が必要となっています。

【課題】

水俣病問題に対する偏見や差別を解消するため、水俣病について正しく理解していただけるような学習の機会を提供するとともに、水俣病の教訓が世界各地の環境汚染の解決に資するよう、諸外国の方々に向けた情報発信を進める必要があります。

また、これまで水俣病関係資料の収集・整理・保存に取り組んできましたが、未収集、未整理

のものがまだ残っているため、今後も引き続き行っていく必要があります。
　さらに、今後は、SDGs の行動にあるように、一人の人間としてアイデンティティ（自己の存在意義）を実感し、生きがいを感じ、家族や地域社会をはじめとするあらゆる事象に対してふれあいを感じられるユニバーサルコミュニティ（総合地域共生社会）を目指していかなければならないと考えます。

各主体の取組

【市の取組】

- 展示物や語り部講話の充実、各種企画展等の開催により、水俣病問題への正しい理解を促進します。（水俣病資料館）
- 展示物やパンフレット類の多言語化を行い、水俣病の歴史と教訓を世界に向けて発信します。（水俣病資料館）
- 水俣病問題の歴史上重要な基礎資料の収集・整理・保存を、今後も計画的に進めます。（水俣病資料館）
- 地域の将来を見据えた「もやい直し」を推進します。（環境課）
- 水俣病患者をはじめ、障がいのある方々が安心して暮らせるまちづくりを進めます。（福祉課）
- もやい音楽祭を実施します。（福祉課）

【市民・市民団体ができること】

- 水俣病の問題に向き合い、患者の救済と二度とこのような公害を繰り返さないよう、市民一人一人が環境に配慮し、それぞれの立場で考え行動していきます。
- もやい音楽祭に参加協力します。

【事業者ができること】

- 公害を発生させることのないように、法令を遵守し、事業活動を行います。
- 水俣病患者及び障がいのある方々への正しい理解を進め、誰もが安心して生活ができるよう周知・啓発していきます。

【数値目標】

指　標	単位	基準値 (2018 年度)	目標値 (2027 年度)
水俣病資料館入館者数	人	42,935	45,000
語り部講話聴講者数	人	26,680	28,000
水俣病患者を含め、障がいのある方々が自分らしく生きられるよう周知啓発を図るイベント（もやい音楽祭等）の実施	-	開催	開催

語り部講話

施策区分４：次世代を担う人材育成

【めざす姿】

- 学校、家庭、地域の連携により、未来の水俣を担う人間性豊かな人材が育っています。
- 児童生徒一人ひとりが持つ可能性を最大限に引き出し、楽しく学ぶことができる教育環境が構築されています。

＜関連する計画等＞

水俣市教育大綱

水俣市教育委員会事業構想

【現状】

本市の小中学校では、自然やふるさとを愛し、環境への関心を高め、主体的に学ぼうとする意欲と自らの行動に責任を持つことのできる、心豊かでたくましい児童生徒の育成に努めています。

【課題】

ふるさと水俣を愛し、次世代の水俣を担う人間性豊かな人材を育成するため、学校、家庭、地域が連携して各施策に取り組んでいく必要があります。

各主体の取組

【市の取組】

- 「水俣科」※1 や食育の授業などの実施により、ふるさと水俣を愛し、次世代の水俣を担う人間性豊かな人材を育成します。（教育総務課）
- 熊本県事業「水俣に学ぶ肥後っ子教室」への参加による水俣病学習を実施します。（教育総務課）
- 学校版環境 ISO の実施により、環境にやさしい生活習慣を育成します。（教育総務課）
- 栄養教諭及び栄養職員による小中学生に向けた食に関する指導を行います。（教育総務課）
- 副読本「心ゆたかに水俣」（児童生徒用）や「水俣市ふるさと学習資料集」（指導者用）を作成するとともに、教職員を対象とした研修会を開催します。（教育総務課）

【市民・市民団体ができること】

● 「水俣科」や総合的な学習等へのゲストティーチャーとして、参加・協力します。

【事業者ができること】

● 「水俣科」や総合的な学習等へのゲストティーチャーとして、参加・協力します。
● 従業員などへの環境教育を実施し、事業活動を行います。

【数値目標】

指　標	単位	基準値 (2018 年度)	目標値 (2027 年度)
水俣科の実践校	校	11/11	11/11
熊本県事業「水俣に学ぶ肥後っ子教室」への参加校	校	11/11	11/11
学校版環境 ISO の実施校	校	11/11	11/11
食に関する指導実施校	校	11/11	11/11

【用語解説】

※1　水俣科：総合的な学習における郷土学習のことで、水俣病学習、環境学習、郷土の歴史や文化、偉人、自然、産業等の調査、伝統芸能等の体験活動などを通じて、郷土水俣についての認識を深め、ふるさとを誇りに思う児童生徒の育成を図ることを目標とする。副読本として「心ゆたかに水俣」及び「水俣市ふるさと学習資料集」を活用。

施策２　循環型社会の形成

施策区分１：ゼロ・ウェイストの推進

【めざす姿】

- 市民、行政、事業所が協働で、ゼロ・ウェイストのまちづくりに取り組んでいます。
- 家庭用生ごみ処理容器「キエーロ」が各世帯に設置されることで、生ごみの自家処理が進み、生ごみの減量化が図られています。
- 家庭から出る食品ロス※1 の原因は大きく「直接廃棄」、「食べ残し」、「過剰除去」の３つに分けられます。それぞれの原因ごとに適切な対策をとることで、食品ロスが削減されています。
- 市からの海洋へのプラスチックごみ流出を無くしています。

＜関連する計画等＞

水俣市一般廃棄物処理基本計画及び実施計画

【現状】

2002（平成 14）年度から生ごみの分別収集を実施しており、収集した生ごみは全量リサイクルしています。

2008（平成 20）年に、市民や事業者等との協働による「ゼロ・ウェイスト円卓会議」を設立し、環境モデル都市の目指すべき姿として、焼却と埋立に頼らないごみ処理の仕組みをつくる「ゼロ・ウェイストのまちづくり」に取り組んでいます。

2017（平成 29）年度からは家庭用生ごみ処理容器「キエーロ」の無償貸与事業を実施しており、各家庭で生ごみを自家処理することで、生ごみの排出量の削減及び生ごみ処理に係る費用の削減を図っています。

また、省資源やリサイクル、ごみ減量等に取り組み、環境負荷を少なくしている店舗を「水俣市エコショップ」に認定しており、2019（平成 31）年４月現在での認定店舗数は、11 店舗となっています。

【課題】

ゼロ・ウェイストのまちづくりを推進するため、環境に配慮した消費行動や、持続可能なライフスタイルへの転換が求められています。

家庭用生ごみ処理容器「キエーロ」の普及により、家庭から排出される生ごみの量は減少してきていますが、事業所から搬入される生ごみの量が増加してきているため、生ごみの水切りの徹底と併せ、食品ロスの削減を推進していく必要があります。

プラスチックごみの発生抑制や、削減に向けた取組を推進する必要があります。

各主体の取組

【市の取組】

- ３Ｒの推進に努めます。（全課）
- 家庭用生ごみ処理容器「キエーロ」の普及を推進します。（環境クリーンセンター）
- 関係機関と連携してフードドライブを実施するなど、食品ロス削減に向けた活動を実施します。（環境課）
- 飲食店等との協働による食品ロス削減対策を検討します。（環境課）
- 市で保管している災害用備蓄食糧のうち消費期限が近づいたものを有効活用します。（環境課・危機管理防災課）
- プラスチックごみ削減のため、レジ袋の削減を推進します。（環境課）
- マイクロプラスチック問題について情報を収集し、脱プラスチックに向けた取組を検討します。（環境課）
- エコショップなど、環境に配慮した取組を実施する店舗の活動を奨励します。（環境課）
- 市民や有識者、事業者からなる「ゼロ・ウェイスト円卓会議」などにおいて、循環型社会の推進に関する情報交換・共有を図ります。（環境クリーンセンター）

【市民・市民団体ができること】

- ３Ｒの推進に努めます。
- 生ごみの排出抑制に努め、収集に出す際には、生ごみの水切りを徹底します。
- 家庭用生ごみ処理容器「キエーロ」を利用します。
- 買い物前に冷蔵庫の中身を確認するなど、買いすぎる前に食べきれるかを確認するようにします。
- 食べられる分だけ作るようにします。食べきれなかった場合も、冷凍するなど保存方法を工夫します。
- 冷蔵庫の中の配置方法を工夫するなど、長く放置して消費期限が過ぎることがないような工夫をします。
- 贈呈品等で消費期限までに消費できないものについては、寄付等によりごみとして処理しなくて済むような方法を検討します。
- 使い捨てプラスチック製品の使用を控えます。また、レジ袋をできるだけ使用しないよう、

買い物にはマイバックを持参します。

- エコショップなど、環境に配慮した取組を実施する店舗をできるだけ利用します。

【事業者ができること】

- ３Ｒの推進に努めます。
- 食べきり運動「3010 運動」や、啓発用ステッカー、ポスター等による食べきりを呼びかける取り組みを行うなど、食品ロス削減の推進に努めます。
- マイバッグの利用促進やレジ袋の有料化など、ごみの発生抑制に努めます。
- エコショップ制度に賛同し、普及促進に協力します。

【数値目標】

指　標	単位	基準値 (2018 年度)	目標値 (2027 年度)
マイバッグ持参率	%	90.9	基準値以上
家庭用生ごみ処理容器「キエーロ」の普及率	%	7.6	12.0

【用語解説】
※1　食品ロス：食べ残しや売れ残り、期限切れ食品など、本来は食べることができたはずの食品が廃棄されること。フードロスとも言う。

施策区分２：ごみ分別の適正化と減量

【めざす姿】

- ごみの高度分別による循環型社会の形成を推進しています。
- 水俣市岡山不燃物埋立処分地（最終処分場）の延命化が図られています。
- 市民に負担のかからない分別方法を導入するなど、高齢者等のごみ出しにおける負担を軽減しています。
- 市民間でごみ出しにおける協力や支援が図られています。
- ごみ減量に向けた取り組みを進めています。

＜関連する計画等＞

水俣市一般廃棄物処理基本計画及び実施計画

水俣市環境モデル都市第二期行動計画

【現状】

ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進し、焼却と埋め立てに頼らないごみ処理の仕組みをつくる「ゼロ・ウェイストのまちづくり」に取り組んでいます。

2019（令和元）年 11 月現在、各家庭から出たごみを 22 種に分別した後、収集が行われ、資源の有効利用を推進しています。

収集にあたっては、ステーション方式を導入しており、燃やすごみ、生ごみ及びプラスチック製容器包装を収集するステーションは水俣市内に約 700 ヶ所設置されています。また、月１回の資源ごみのステーションは市内に 309 ヶ所設置されています。これは、概ね 30 世帯に１ヶ所としており、設置に係る申請及び管理運営は自治会が担っています。

なお、家庭及び事業所から排出されるごみの適正分別を推進するため、クリーンセンター内プラットホームでの分別指導や、地域のごみステーションでの不適切排出への指導を行っています。

1997（平成９）年に発足した「ごみ減量女性連絡会議」等との協働により、ごみ減量のための情報発信や、発生抑制のための取組を実施しています。

【課題】

現在、各家庭から排出されている燃やすごみの中には、リサイクル可能な資源ごみが含まれているため、今後は、誰でも容易に分別することができるようにするなど、市民に負担がかからないよう、現在の分別体系を見直すとともに、事業所へごみの適正分別の啓発活動を行っていく必要があります。

また、山間部の地域においては、自宅からごみステーションまでの距離が離れているため、高齢者等のごみ出しの負担が大きくなっています。今後の対応として、戸別収集の導入を検討していますが、戸別収集を導入した場合、現在の収集システムでは回収しきれないため、新たな収集システムを構築する必要があります。

各主体の取組

【市の取組】

- ３Ｒの推進に努めます。（全課）［再掲］
- 家庭及び事業所へ適正分別の啓発を引き続き行います。（環境クリーンセンター）
- リサイクル推進委員講習会等を通じて、ごみ分別の徹底を呼びかけます。（環境クリーンセンター）
- 市民の負担軽減のために、分別方法や分別品目の見直しを検討します。（環境クリーンセンター）
- 戸別収集システムの構築の他、複数の部署と連携し高齢者等のごみ出し支援を検討します。（環境クリーンセンター）
- 「みなへら通信」で、リサイクルとごみの減量について普及啓発します。（環境クリーンセンター）
- 平日に粗大ごみを排出することが困難な世帯に対して、資源と粗大ごみを受け入れ可能とする「日曜特別受入」（２か月に１回）を実施します。（環境クリーンセンター）
- 「一般廃棄物処理基本計画及び実施計画」について、市の実情に応じて定期的に見直しを行います。（環境クリーンセンター）
- 災害廃棄物の処理に関する計画を策定します。（環境クリーンセンター）
- ＰＣＢ廃棄物の適正処理について周知・啓発を行います。（環境クリーンセンター）

【市民・市民団体ができること】

- ３Ｒの推進に努めます。［再掲］
- 生ごみの排出抑制に努め、収集に出す際には、生ごみの水切りを徹底します。［再掲］
- 市民間での高齢者のごみ出し支援を検討します。
- 使い捨てプラスチック製品の使用を控えます。また、レジ袋をできるだけ使用しないよう、買い物にはマイバックを持参します。［再掲］
- エコショップなど、環境に配慮した取組を実施する店舗をできるだけ利用します。［再掲］

【事業者ができること】

- ３Ｒの推進に努めます。［再掲］
- 事業系廃棄物の適正処理の徹底に努めます。
- 高齢者等を対象としたごみ収集事業を市と一緒に検討します。
- 簡易包装やはかり売りなどを活用し、食品トレイの削減・回収に努めます。
- マイバッグの利用促進やレジ袋の有料化など、ごみの発生抑制に努めます。［再掲］
- 分別を徹底し、生ごみや段ボール、古紙のリサイクルに努めます。

【数値目標】

指　標	単位	基準値 (2018 年度)	目標値 (2027 年度)
燃やすごみの総量	トン	3,914	3,500
生ごみの排出量	トン	1,245	1,100
リサイクル率	%	39.4	45.0

施策区分３：環境と経済の調和・環境に配慮した選択

【めざす姿】

- 一人ひとりが、食べたり使ったり、買い物したりする消費活動において、エシカル消費※1を意識しています。
- 安心・安全なものづくりを実践する「環境マイスター」が活躍しています。
- グリーン購入法※2に準拠した環境物品等を優先して調達しています。

【現状】

エシカル消費については、認証ラベルのある商品を取り扱うなど、市内の一部の事業所で取り組まれています。

また、お茶、和紙、いりこ、みかんなど様々な分野で安心・安全なものづくりを実践している人を「環境マイスター」として認定し、2019（令和元）年度現在 32 人が活動されています。

市において物品等を購入するときには、カタログ等の「エコマーク」などを参考にして、グリーン購入法に準拠したものを調達しています。

【課題】

市内におけるエシカル消費の認知度は低く、環境に配慮した消費行動や持続可能なライフスタイルへの転換を図る必要があります。

また、水俣ブランドの確立や水俣のイメージアップに繋げるため、環境マイスターの活動への支援が必要です。

現在、市の物品調達において、グリーン購入法で定められている全ての品目について調達基準を確認できていないため、文具類など比較的購入機会の多いものから調達基準を満たしていく必要があります。

各主体の取組

【市の取組】

- エシカル消費の普及・啓発活動を行います。（環境課）
- 環境マイスターの活動を周知・支援します。（環境課）
- 環境に配慮した物品などの購入・調達に努めます。（全課）

● グリーン購入品目の優先的購入、評価、検証方法を確立します。（財政課・環境課）

【市民・市民団体ができること】

● 地元の産品やフェアトレード※3商品など、環境に配慮した製品を優先的に購入します。
● エコマークを参照するなど、環境に配慮した製品を購入するよう努めます。

【事業者ができること】

● エシカル商品の取り扱いを検討します。
● 地元の産品やフェアトレード商品など、環境に配慮した製品を優先的に購入します。
● グリーン購入法に適合した製品を優先的に導入・購入するよう努めます。

【用語解説】
※1　エシカル消費：消費者それぞれが各自にとって社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと（消費者庁 HP「エシカル消費・啓発活動」）。
※2　グリーン購入法：「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号）。公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展可能な社会の構築を推進することを目指す。
※3　フェアトレード：発展途上国の原料や製品を適正な価格（生産者の生活が成り立つように考慮した「公正（フェア）な価格）で継続的に取引し消費する取り組み。

施策３　低炭素社会の実現

施策区分１：地域における温室効果ガス排出量の削減

【めざす姿】

- 再生可能エネルギーが効率的に活用され、温室効果ガス排出量の削減が進んでいます。
- 農林水産物の地産地消が推進されています。
- 再造林事業が促進されています。
- 誰もが気軽に「みなくるバス」、「乗合タクシー」などの市内公共交通機関を利用しています。

＜関連する計画等＞

水俣市環境モデル都市第二期行動計画

第２期水俣市地域公共交通網形成計画

【現状】

再生可能エネルギーは、枯渇性エネルギーの依存から脱却する代替エネルギーとして将来的なエネルギーの安定供給に資するとともに、温室効果ガス排出量の削減や、環境に与える負荷が少ない、持続可能な社会の構築に大きく貢献するものです。また、災害時、緊急時の自立型・地域分散型のエネルギーとしても期待されており、近年頻発する震災等をきっかけに、日本全体で、再生可能エネルギーに対する意識が高まりつつあります。

本市における温室効果ガス排出量は、基準年度である 2005（平成 17）年度の 17.6 万トンに対し、2017（平成 29）年度は 11.7 万トンであり、約 34%削減しています。

家庭部門における温室効果ガス排出量削減のため、家庭部門低炭素総合事業により、「１：市産材の活用、２：高断熱浴槽、３：高効率給湯器、４：太陽光発電システム、５：太陽熱利用システム、６：薪ストーブ、ペレットストーブ、７：定置用リチウムイオン蓄電池、８：エネルギー管理システム（HEMS）※1」の導入に対して支援を行っています。

また、近年民間事業者による大規模な太陽光発電の事業が各所で進行中であるほか、風力発電についても、大関山周辺、鬼嶽周辺、矢筈岳周辺で検討されています。

本市の森林の状況につきましては、伐採樹齢期に達している箇所が多く、市産材による製材加工や国外輸出も増えていることから、素材価格が安定しています。

公共交通については、マイカー利用者の増加及び人口減少等に伴い、コミュニティバス※2（みなくるバス）や肥薩おれんじ鉄道の利用者は年々減少しています。

【課題】

再生可能エネルギーの活用については、現時点において、天候等の自然条件に左右されやすく出力が安定しない、発電コストが割高である、景観・自然環境・生態系・生活環境に影響を与える等の課題を抱えています。

再造林事業については、苗の不足により皆伐した森林を再生するための植林が遅れています。

また、公共交通機関については、バスの利用者の減少や燃料費の高騰などにより運行経費の増加が続いているため、引き続きバス路線の再編等、運行内容の検討を進めていく必要があります。なお、バスの利用者数は、年平均約３％減少しており、今後も少子高齢化が進むことから、更に厳しい状況が予測されます。

各主体の取組

【市の取組】

- 水俣市環境モデル都市第三期行動計画を策定します。（環境課）
- 環境教育の充実（市民講座等）により、地球温暖化防止・温室効果ガス削減の必要性の認識を広げます。（環境課）
- 一般家庭への再生可能エネルギーの導入促進を行います。（環境課）
- 再生可能エネルギー発電事業を検討する事業者に対し、地域で設備の適切な設置がなされるよう、計画の段階から助言やサポートを行います。（経済観光課）
- 市が助成し設置される防犯灯のＬＥＤ化を推進します。（市民課）
- 市ホームページや環境情報誌を通して、高効率給湯器、ＨＥＭＳなど省エネ・省資源設備やその補助制度に関する情報提供を行います。（環境課）
- 環境家計簿「みなまたエコダイアリー」の普及を促進します。（環境課）
- クールビズ、ウォームビズ、グリーンカーテンの設置など、省エネルギー行動について情報発信を行います。（環境課）
- 二酸化炭素の吸収源となる森林・農地の保全・再生を図るため、地域からの各種相談への対応、助言を行います。（環境課・農林水産課）
- 林業事業体からの伐採届出時に再造林促進の対応、助言を行います。（農林水産課）
- 市民がコミュニティバス（みなくるバス）に愛着をもち、外出時に利用したくなるよう住民ニーズを把握し、住民ニーズに沿った運行ダイヤや、効率的な運行路線を設定します。（企画課）
- 熊本県、沿線市町、肥薩おれんじ鉄道と連携して更なる利便性の向上に努め、マイカーからコミュニティバス等の公共交通機関への利用転換を図ります。（企画課）
- 公共交通の利用促進のため、バスの乗り方教室の開催や、広報活動を実施します。（企画課）
- 施設などの建設・整備等においては、可能な限り市産資材の使用に努めます。（財政課、都市計画課）
- フロン類の適正な処理について周知を行います。（環境課）

【市民・市民団体ができること】

- 環境家計簿「みなまたエコダイアリー」に登録して、家庭のエネルギー消費の「見える化」に取り組みます。
- 長時間使用しない家電製品はコンセントからプラグを抜き、テレビや照明などの家電製品はこまめに電源を切ります。
- アイドリングや急加速を避けるなど、エコドライブを徹底します。
- 車を買い替える際には、電気自動車やハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス認定自動車など、環境に配慮した自動車を購入します。
- 再生可能エネルギーについて理解を深め、家のリフォーム時には、太陽光発電や太陽熱温水器等の導入に努めます。
- 家電製品の買い替え時には省エネタイプを、照明の交換時にはＬＥＤ照明に変更するなど、環境にやさしい商品を率先して購入します。
- クールビズ、ウォームビズ、グリーンカーテンの設置に取り組みます。
- 地域のバス路線や、バス停の維持管理を行い、積極的に公共交通機関を利用します。
- フロンガスを使用している製品は、適正に処理します。

【事業者ができること】

- アイドリングや急加速を避けるなど、エコドライブを徹底します。
- 環境負荷の少ない設備や環境に配慮した製品を優先的に導入、購入します。
- 電気自動車やハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス認定自動車など、環境に配慮した自動車を購入します。
- クールビズ、ウォームビズ、グリーンカーテンの設置に取り組みます。
- 二酸化炭素の吸収源となる森林や農地の保全、再生の推進に協力します。
- 公共交通機関の利用者のニーズ検証や、ニーズに応じた運行ダイヤ、路線の検討を行います。
- 公共交通機関の利用促進のための周知、広報活動、イベント等を実施します。
- 公共交通機関の運行経費の削減に向けた取組を行います。
- フロンガス使用製品の回収や適正処理を行います。

【数値目標】

指　標	単位	基準値 (2005 年度)	目標値 (2030 年度)
市全体の温室効果ガス排出量	%	―	△40

指　標	単位	基準値 (2018 年度)	目標値 (2027 年度)
環境家計簿「みなまたエコダイアリー」の普及	世帯	2,120	2,300
みなくるバス年間利用者数	人	104,059	79,109
肥薩おれんじ鉄道の市内における年間利用者数	人	184,083	139,946

電気自動車

【用語解説】
※1　ＨＥＭＳ：「ホームエネルギーマネジメントシステム」の略。ＩＴ（情報技術）を活用して、一般家庭における家電などのエネルギー消費の効率化を図るシステム。
※2　コミュニティバス：交通空白地域等に、主に地方自治体が路線の計画や運営の主体となり導入されるバスのこと。

施策区分２：公共施設における温室効果ガス排出量の削減

【めざす姿】

- 地球温暖化防止に寄与し、国が定める中期目標と同様に、2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比 26.0%削減を達成します。
- 老朽化した施設や必要性がない施設については、廃止、除去、集約化を進め、高効率な施設運営への転換を図るとともに、公共施設の建替え周期を６０年（躯体の良好なものは８０年まで）とする長期使用を検討し、建設・維持に係る温室効果ガスなどの環境負荷低減を図っています。
- 公用車は一元管理による効率的な運用を行い、購入にあたっては、低燃費を重視した条件を付しています。
- 庁舎で使用する電気製品には省電力型のものを採用するほか、庁舎をはじめ公共施設で使用する電力は、再生可能エネルギーを中心とする電力によって賄われ、温室効果ガス排出量が大幅に減少しています。
- 「環境への配慮」が行われた庁舎が建設されています。
- 水俣市立総合医療センターにおいても高効率・省エネルギー設備等の導入により、更なる環境負荷の低減が図られているなど、低炭素社会実現に向けた取組が加速しています。

＜関連する計画等＞

水俣市地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）
水俣市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画
水俣市新庁舎建設基本構想
水俣市新庁舎建設基本・実施設計

【現状】

ISO14001 に準拠した水俣市独自の環境マネジメントシステムにより管理を実施し、2018（平成 30）年度の温室効果ガス排出量は、2005（平成 17）年度比で 20.95%の削減を実現しました。（排出量：4,934 トン）

庁舎については、2016（平成 28）年の熊本地震で被災し建替えることとし、2021（令和 3）年 10 月の完成を目指し、建物の基本的な方向性を決定する「基本構想」、「基本・実施設計」の中に「環境への配慮」を取り入れました。

【課題】

これまで取り組んできた環境マネジメントシステムを終了し、水俣市地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）へ移行するにあたり、対象範囲を「水俣市役所の全ての事務事業の及ぶ範囲」へと拡大します。このことにより、水俣市立総合医療センター等、公営企業の排出する温室効果ガスの割合が大きくなります。

公用車については、電気自動車の導入促進がなかなか進んでいません。公用車の買い替えには予算上の制約があるほか、特殊車両においては、燃費よりも機能が重視されるため、劇的に燃料効率化が図られるわけではありません。

また、庁舎をはじめ公共施設への再生可能エネルギーを中心とした電力の導入にあたり、温室効果ガスの排出量削減の観点に加え、電力料金の削減や電力の地産地消の観点を踏まえ検討する必要があります。

水俣市の温室効果ガス排出量の約半分を占める水俣市立総合医療センターについては、高効率・省エネルギー設備等を積極的に導入していますが、気温の変化や患者数の増減が電気の使用量に大きく影響しています。今後、これまで休床していた病棟を改修し、2019（令和元）年６月からＨＣＵ（ハイ・ケア・ユニット）※1 病棟を稼働したことにより、電気の使用量増加が見込まれます。

各主体の取組

【市の取組】

- 水俣市地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）に基づき、省エネ・省資源対策に取り組みます。（全課）
- 現在、仮庁舎で採用している再生可能エネルギー由来の電力を供給する施設を増やすことを検討します。（財政課・企画課）
- 高効率の電化製品（ＬＥＤ照明器具等）への更新を検討します。（財政課・水俣市立総合医療センター）
- 基本構想、基本・実施設計に沿った「環境への配慮」を反映した新庁舎を建設し、環境に配慮した設備等を設置します。（財政課）
- 再生可能エネルギーや高効率・省エネルギー設備の導入を検討するとともに、省エネ意識の向上を図ります。（水俣市立総合医療センター）
- クールビズ期間中は、ブラインドやグリーンカーテン等の使用により、直射日光による室温上昇の抑制に努め、軽装（ノーネクタイ等）を心がけます。（全課）
- ウォームビズ期間中は、室温上昇のため、日中はブラインド等を上げて日光を取り入れます。（全課）
- 公用車の購入時には、電気自動車やハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス認定自動車など、環境に配慮した自動車の導入に努め、計画的に旧式車両を更新します。また、エンジンオイルの交換やタイヤ空気圧の調整など、公用車の整備・管理を適正に実施します。（財政課・環境課）

- ●　公用車使用時には、急発進、急加速は避け、カーエアコンの効率的な利用を心がけるなど、エコドライブに努めます。また、合理的な走行ルートの選択に努めるほか、距離に応じて、徒歩や自転車を活用します。（全課）
- ●　適切な在庫管理・調整を行い、環境に配慮した物品の調達（グリーン購入）の推進に努めます。（全課）
- ●　支障のない範囲で両面印刷、集約印刷機能を利用し、電子メール、市役所内部の電子掲示板を利用するなど、用紙使用量の削減に努めます。（全課）

【市民・市民団体ができること】

- ●　使用していない施設の有効活用、統廃合を提案します。
- ●　市民ワークショップ、パブリックコメントにより意見を提出します。

【事業者ができること】

- ●　新しい省エネルギー技術の情報提供を行います。
- ●　再生可能エネルギーを中心とした電力を市所有の公共施設に供給します。

【数値目標】

指　標	単位	基準値 (2013年度)	目標値 (2030年度)
水俣市役所の温室効果ガス排出量	t－CO2	8,563 （基準年度）	6,337 （2013 年度比 26%削減）

指　標	単位	基準値 (2018 年度)	目標値 (2027 年度)
卓越風を取り込む自然換気で空調の利用期間が短縮できる庁舎の建設	1 式	－	完成
雨水を貯留し、トイレ洗浄水や雑用水に利用することができる庁舎の建設	1 式	－	完成
地下水を空調熱源に利用できる庁舎の建設	1 式	－	完成
太陽光発電と蓄電により、低炭素化を推進できる庁舎の建設	1 式	－	完成
再生可能エネルギーによる電力の導入施設	施設	1	10
高効率・省エネルギー設備導入 （水俣市立総合医療センター）	件	―	1 (目標年度までの累計件数)

水俣市役所 新庁舎建設【概要】

・敷地面積　　６，２６４.80㎡
・階数　　地上４階　＋　塔屋１階
・構造　　鉄筋コンクリート造　＋　一部プレストレストコンクリート造、鉄骨造
　　免震構造（柱頭免震）
・建築面積　　２，７６７.23㎡（新庁舎棟２，５９１.70㎡、屋外倉庫棟他１４０.43㎡、庇３５.10㎡）
・延床面積　　８，５３５.06㎡　　※庁舎用途部分面積　約６，８４２.72㎡
（新庁舎棟８，３１７.02㎡（内ピロティ駐車場１，４７４.30㎡）、屋外倉庫棟他２１８.04㎡）
・駐車台数　　１０８台
・建設費　　約３９億円（外構工事や工事監理費を含む。）

基本理念	『市民の安全・安心を確保し、 誰もが使いやすい、環境に配慮した庁舎』

環境への配慮	○自然エネルギーなどの活用、省エネルギーや省資源の推進 ・水俣の風土に合った自然エネルギーを活用した庁舎としています。 ・中間期の日昼は、卓越風を取り込む自然換気で空調利用期間を短縮します。 ・雨水を貯留し、日常はトイレ洗浄水などに利用します。災害時に上水道が途絶した場合でも雑用水として利用します。 ・太陽光発電と蓄電により、低炭素化を推進し、停電時にも利用します。 ・地下水を空調熱源や雑用水として利用します。 ・引き続き再生可能エネルギーによる電力の利用を検討していきます。

【用語解説】
※1　ＨＣＵ（ハイ・ケア・ユニット）：専門的な治療や看護を必要とする患者が一般病棟に転棟できるように支援を行う高度治療室のこと。

施策区分３：地域における温暖化対策・気候変動適応策

【めざす姿】

- 児童生徒が安心・安全かつ快適に過ごせる学習環境が整備されています。
- 再生可能エネルギーを活用し、低炭素化に取り組んでいます。
- 市民自身が熱中症対策の必要性と具体的な予防方法を理解し、実行することができます。
- 市内各所に日陰や室内などの避暑となる休憩場所があり、市民が必要時に休むことができます。
- 多発する風水害にも備えた防災・減災対策を強化しています。

＜関連する計画等＞

学校施設長寿命化計画（個別施設計画）

水俣市小中学校エアコン運用指針

【現状】

近年、気候変動が原因と考えられる異常気象が顕在化しており、記録的な猛暑や集中豪雨による被害が発生しています。

学校施設については、誰もが楽しく快適に学ぶことのできる環境づくりを目指して施設の整備等を行っています。また、その一部を再生可能エネルギーで賄っています。

熱中症対策については、市民自身が必要性と具体的な予防方法を理解し、実行することができています。なお、市内各所に日陰や室内などの避暑となる休憩場所があり、市民が必要時に休むことができます。

【課題】

近年、全国的に温暖化の影響により酷暑となる日が増え、熱中症での死亡や救急搬送なども増加しており、熱中症が命に関わる健康課題となっています。特に体温調節機能が未発達であり、身長が低く地面の輻射熱の影響を受けやすい乳幼児・児童や、体温調節機能が衰え始める高齢者が生活する場、参加する社会的な場所等においては熱中症対策を行う必要があります。

小中学校においては、空調設備を整備しましたが、安全面での使用を優先する中で効率的な運用を目指して行く必要があります。また、今後一斉に更新期が到来するため、計画的な整備を実施することが必要です。

各主体の取組

【市の取組】

- 特に体温調節機能が未発達であり、身長が低く地面の輻射熱の影響を受けやすい乳幼児・児童や、体温調節機能が衰え始める高齢者が生活する場、参加する社会的な場所等における熱中症対策を普及・啓発します。（いきいき健康課）
- 計画的な学校施設整備を行います。（教育総務課）
- 集中豪雨時の浸水対策や気候変動に関する意識啓発など、ハード、ソフト両面での大雨時の対策を推進します。（危機管理防災課）

【市民・市民団体ができること】

- 学校における空調設備等を効率的に運用します。
- 太陽光発電設備等の再生可能エネルギーを活用します。
- 市民同士の飲水、休憩などの呼びかけを実施します。
- グリーンカーテンを実施します。
- 気候変動による大雨に備え、普段から災害危険箇所図（ハザードマップ）を確認し、防災用具をそろえておきます。

【事業者ができること】

- 施設等の利用者や従業員への適切な熱中症対策（室内の温度管理、野外での連続活動を避ける等）に努めます。
- 地域住民への休憩場所の提供に努めます。
- グリーンカーテンを実施し、普及に努めます。
- 気候変動による大雨に備え、普段から災害危険箇所図（ハザードマップ）を確認し、防災用具をそろえておきます。

【数値目標】

指　標	単位	基準値 (2018 年度)	目標値 (2027 年度)
小中学校施設の空調設備整備校数	校	0/11	11/11
熱中症対策についてホームページに掲載	回	1	2
熱中症対策について市報に掲載	回	1	1

施策４　生活環境の保全

施策区分１：水質・土壌・大気環境等の保全

【めざす姿】

- 適切な環境保全活動により、快適な生活環境が整備されています。
- 健全な水循環の保全、整備、公衆衛生の向上及び居住環境の改善が図られています。
- 新たな再生可能エネルギー発電設備の設置により、良好な景観や、生活環境が阻害されていません。
- 市内で、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置が行われており、再生可能エネルギー発電事業と地域との調和が図られています。
- 「水銀に関する水俣条約※1」を踏まえ、水銀が使われていない製品へ切り替えが推進されているとともに、水銀含有製品が不要となった場合は適正に処理されています。

＜関連する計画等＞

水俣市一般廃棄物処理基本計画及び実施計画
水俣市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン
水銀に関する水俣条約

【現状】

環境保全について、水質、土壌、大気質の環境基準※2については、概ね良好な状態ですが、部分的に公共用水域の保全や騒音振動について懸念される箇所が存在します。

太陽光発電設備等の急速な普及は、地球温暖化対策の観点から望ましいとされているものの、発電出力が 1,000 キロワット以上である、いわゆるメガソーラーのような地上設置型の大規模な太陽光発電設備を筆頭に、その他の再生可能エネルギー発電設備においても、地域の自然環境・生活環境や景観への影響について懸念されるケースが見受けられるようになりました。

水銀については、排出されると環境中を循環しつつ残留し、生物の体内に蓄積する特性があるとともに、人の健康及び生活環境に有害な影響を及ぼすおそれがあるため、国内はもとより国境を越えた取組が求められています。

2013（平成 25）年 10 月に熊本市及び水俣市で開催された「水銀に関する水俣条約外交会

議」において、最終議定書が全会一致で採択され、地球規模での水銀の包括的な規制に向けた取組が始まり、2017（平成 29）年８月の水俣条約発効により、国際的な水銀管理の枠組みが動き始めました。同年、スイス・ジュネーブで開催された締約国会議第１回会合（COP１）においては、特別イベント「水俣に思いを捧げる時間」の中で、水俣市長や水俣病患者、環境省が水俣条約親善大使として任命した水俣高校の生徒が、会合参加者に条約推進を直接訴えました。

水俣条約採択以来、市内の中学生・高校生が日本の水銀関係の技術や取組を学び、環境省、熊本県、水俣市の共同で毎年開催している記念行事で発表してきました。

本市では高度分別を導入した 1993（平成５）年度から水銀含有廃棄物の分別収集を行っており、月に１回収集していますが、条約の発効を受けて、2018（平成３０）年度から、収集運搬中における廃蛍光管の破損を防止するため、水俣市独自の収集容器を使い、水銀の飛散防止に努めています。なお、水銀含有廃棄物は、ボタン電池、蛍光管、水銀体温計・温度計、水銀血圧計の５種類に分別して収集し、一定期間保管した後、リサイクル業者へ委託し処理しています。

【課題】

水俣湾埋立地周辺の環境については、「水俣湾環境対策基本方針」に基づき、熊本県が定期的に調査を行っており、現時点においては、環境へのリスクが顕在化している状況にないと考えています。環境保全の観点から、今後も各種調査を通じて注視していく必要があります。

水俣湾埋立地以外においても、必要に応じて環境保全のために地下水や土壌の汚染を監視していく必要があります。

光化学スモッグの発生に大きくかかわる光化学オキシダントについては、環境基準は達成できていない状況であり、引き続き大気の状況を注視していくとともに、熊本県から発令される注意報や注意喚起などの情報を迅速に提供していく必要があります。

本市には、新幹線や高速道路が通っていることから、これらの騒音を監視していく必要があるほか、事業所や道路の騒音振動が苦情につながっているケースがあります。

また、本市の山間部の不法投棄はもちろん、市街地でもポイ捨てや、定期的で悪質な不法投棄が発生しており、改善が必要です。

海岸漂着物については、恋路島などの海岸における漂着ごみは後を絶たない状況であり、できる限りの除去が求められます。

再生可能エネルギー発電設備の設置については、発電事業者に、災害の防止や良好な景観の保全、生活環境の保全、地域との関係構築を図るための配慮などが求められています。市としては、再生可能エネルギー発電事業と地域との調和が図られるよう、事業者に対し適切な管理・運営を促すことが必要となります。

水銀フリー社会の実現については、どの製品に水銀が含まれているか、水銀が使われていない代替製品や水銀使用量が少ない製品にどのようなものがあるか明らかにし、市民の理解を深めるとともに、代替製品等への転換を促進する必要があります。また、水銀含有廃棄物を適正に分別・収集・運搬及び処理する必要があります。

さらに、世界から水俣病のような水銀被害を無くすため、水俣病の教訓を生かし、情報発信・交流を行いながら、国内外における水銀対策の進展に寄与する必要があります。

現在、事業所から排出される水銀含有廃棄物については、水俣市環境クリーンセンターにあわせ産廃として、１日１事業所 10ｋｇまで受け入れを行っていますが、公共施設や学校等に退蔵されている可能性があるため、国や熊本県と連携し、効率的な処理方法を検討する必要があります。

各主体の取組

【市の取組】

- 一般廃棄物を法令に従い、適正に処理します。（環境クリーンセンター）
- 市内の生活環境を把握するため、関係法令に基づく測定を実施し、必要に応じて指導を行います。（環境課）
- 不法投棄パトロールを行い、不法投棄原因者については、警察と連携し厳正に対処します。（環境課）
- 不法投棄されたごみ類は、原因者（不明な場合、土地の所有者等）へ適正処理を求め、環境保全に努めます。（環境課）
- 公害が発生しないよう、未然に防ぐとともに、万が一発生した場合は、迅速に対応します。（環境課）
- 海岸漂着物について、回収と処理を行います。（環境課）
- 水俣市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインの周知・推進を行います。（経済観光課）
- 水銀含有製品や代替製品等について、様々な機会を通じて広報し、代替製品等への転換を促進します。（環境課）
- 国・熊本県と協力しながら、水俣条約に関する情報発信を進めていきます。（環境課）
- 家庭から排出される水銀含有廃棄物を安全に収集運搬し、分別処理します。（環境クリーンセンター）
- 水銀含有廃棄物の適正処理について、周知、啓発を推進します。（環境クリーンセンター）
- 市の環境の状況や市が実施した調査結果について、毎年、報告書として取りまとめ、公表します。（環境課）
- 環境負荷の低減を図るため、事業場などとの環境保全協定の締結・改定を行います。（環境課）
- 光化学スモッグ注意報などの発令時や、微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起時における連絡・対応体制の充実を図ります。（環境課）
- 公害苦情や相談については、関係機関と連携しながら迅速・適正に対応します。（環境課）
- 農薬や化学肥料の適正使用、家畜排せつ物の適正処理などについて、周知・啓発を行います。（環境課、農林水産課）
- 飼い犬の登録及び狂犬病予防接種について周知するとともに、予防接種の接種率の向上に取り組みます。（環境課）

【市民・市民団体ができること】

- 再生可能エネルギー発電設備の設置について、関心を高め、事業者が行う事業の説明会等に参加します。
- 水銀含有製品については、できるだけ代替製品等への転換を行うとともに、適正に分別して廃棄します。さらに、水銀含有廃棄物の適正処理について関心を深めます。
- 不法投棄防止への意識・理解を深め、地域が一丸となって不法投棄を監視します。
- 禁止されている、家庭ごみの野焼きは行いません。
- ペットの鳴き声によって近隣に迷惑が掛からないようにします。
- ペットの散歩時は、フンの処理用具を携帯し、フンは持ち帰ります。
- むやみに野良犬や野良猫に餌を与えません。

【事業者ができること】

- 事業活動に関する法令の遵守を徹底します。
- 産業廃棄物※3及び事業系一般廃棄物は法令に従い、適正に処理します。
- 再生可能エネルギー発電設備の設置については、関係法令及び水俣市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインを遵守するとともに、地域との良好な関係を構築します。
- 水銀含有製品については、できるだけ代替製品等への転換を行い、廃棄時には自治体等と連携し適正処理を行います。
- 必要に応じて、環境保全協定を締結し、環境に配慮した事業活動を推進します。
- 農薬や化学肥料を適正に使用します。

【数値目標】

指　標	単位	基準値 (2018 年度)	目標値 (2027 年度)
不法投棄物処理量	トン	13	0
再生可能エネルギー発電設備設置によるトラブルの発生件数	件	2	0

新幹線の騒音・振動測定

不法投棄

【用語解説】
※1　水銀に関する水俣条約：水銀に関する水俣条約は、2013（平成 25）年 10 月に熊本市・水俣市で開催された外交会議で採択された、国際的な水銀対策に法的枠組みです。水俣条約は、水銀の採掘から貿易・使用・排出・放出・廃棄等に至るライフサイクル全体を包括的に規制するものです。条約は 2017（平成 29）年 8 月に発効し、国際的な水銀管理の枠組みが動き始めました。
※2　環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全において維持されることが望ましい基準(環境基本法第 16 条)
※3　産業廃棄物：事業活動で発生した廃棄物のうち、法令に定めのあるもの。なお、一般廃棄物は、廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの

施策区分２　公共用水域の水質保全

【めざす姿】

● 水俣の海と川が豊かになっており、すべての公共用水域で環境基準が達成されています。

＜関連する計画等＞

水俣市公共下水道事業計画

【現状】

水俣市の公共用水域における水質は概ね良好な状態です。

家庭からの生活排水について、2018（平成 30）年度末における公共下水道人口は 11,684 人、合併処理浄化槽※1 人口は 3,921 人となっており、水俣市の汚水処理人口普及率※2（生活排水を処理している人口を総人口で割った比率）は約 63%となっています。

なお、家庭からのし尿について、公共下水道区域においては水俣市浄化センターで処理され、区域外においては㈱アールビーエス月浦センターで処理され、堆肥にリサイクルされています。

【課題】

市内に設置されている浄化槽の中には管理されていないものがあり、水質悪化と悪臭苦情が発生しています。また、水質汚濁防止法の特定施設※3 に該当しない事業所からの排水についても、悪臭や害虫による苦情が発生しています。

最近では、市内に大規模太陽光発電事業が多く計画されており、森林伐採と造成工事によって土砂流出が発生し、水俣川の汚濁が問題になったことがあります。

各主体の取組

【市の取組】

● 公共下水道への接続を推進します。（下水道課）
● 合併処理浄化槽への転換または設置を推進します。（環境課）

- 水俣保健所と連携し、未管理浄化槽の解消を図ります。（下水道課・環境課）
- 公共用水域の水質検査を実施します。（環境課）
- 特定事業場※4の排水検査を実施し、水俣保健所と連携して必要に応じて指導します。（環境課）
- メガソーラー等の再生可能エネルギー発電設備設置事業については、その造成において土砂の流出がないよう事業者と協議します。（経済観光課・環境課）

【市民・市民団体ができること】

- 公共下水道区域の市民は、公共下水道に接続します。
- 公共下水道区域以外の市民は、合併処理浄化槽への転換または設置を図ります。
- 浄化槽の設置者は、適正な維持管理を行います。

【事業者ができること】

- 水質汚濁防止法に定める特定施設を持つ事業者は、排水基準を遵守します。
- 水質汚濁防止法に定める特定施設を持たない事業者も公共下水道への接続など排水処理設備を整備し、排水により公共用水域を汚さないよう配慮します。
- メガソーラー等の再生可能エネルギー発電設備設置事業者は「水俣市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」に沿って事業を行い、森林伐採と造成によって濁水が公共用水域に流出しないよう配慮します。

【数値目標】

指　標	単位	基準値 (2018 年度)	目標値 (2027 年度)
汚水処理人口普及率	%	63	80
公共用水域の環境基準超過箇所数	箇所	11	6

【用語解説】
※1　合併処理浄化槽：し尿と生活廃水を同時に処理する浄化槽。なお、単独処理浄化槽は、し尿のみを処理する浄化槽をいう。
※2　汚水処理人口普及率：(公共下水道人口＋合併処理浄化槽設置人口)÷総人口
※3　特定施設：水質汚濁防止法や騒音規制法などの環境法令により、その事業場からの排水、騒音などの発生に基準の遵守を義務付けられた施設のこと。
※4　特定事業場：特定施設を有する工場・事業場のこと。

施策区分３：安心・安全なインフラの整備

【めざす姿】

- 誰もが気軽に「みなくるバス」、「乗合タクシー」などの市内公共交通機関を利用しています。
- 郊外から市街地へのアクセスが確保されています。
- 災害等の様々なリスクに対処し、早期に生活基盤となる施設の回復ができるよう公共施設の保全と維持に尽力します。
- 限りある自然を活用し資源の有効な利用を確保する観点から、建設工事に伴う廃棄物について再資源化を行い、再び利用していくため、建設リサイクル法を遵守した工事の発注を行います。

＜関連する計画等＞

第２期水俣市地域公共交通網形成計画
水俣市建築物耐震改修促進計画
水俣市公共施設等総合管理計画
水俣市橋梁長寿命化修繕計画
水俣市舗装維持管理計画

【現状】

バス等の公共交通については、高齢者等の移動手段の一つとして住民の生活に欠かせないものですが、人口減少等に伴い、利用者は年々減少している現状です。

2003（平成 15）年からバス路線の見直しを進め、順次コミュニティバス（みなくるバス）の導入を進め、2010（平成 22）年３月に「水俣市地域公共交通総合連携計画」を策定し、みなくるバスの運行内容の見直し、交通空白地区への乗合タクシーの導入、スクールバスの活用（一般混乗）等の事業を実施しました。

2014（平成 26）年度に、「水俣市地域公共交通網形成計画」を策定し、新水俣駅へのアクセスの改善、新幹線ダイヤ等との連動等、課題を解消し、2015（平成 27）年度に市内完結路線のコミュニティバス化が完了しています。

肥薩おれんじ鉄道については、2004（平成 16）年に九州新幹線の部分開業に合わせて第三セクターとして開業しましたが、沿線地域の少子化等により利用者が減少し厳しい経営が続いており、路線維持のため財政支援を行っているほか、駅の利便性向上のため、2014（平成

26）年度に水俣駅舎改修支援、2016（平成 28）年度に駅周辺整備を行ったところです。
　また、道路や河川について日常のパトロールで目視による点検や草刈り等の維持管理を行っています。

【課題】

　バスの利用者数は、年平均約３％減少しており、今後も少子高齢化が進むことから、更に厳しい状況が予測されます。さらに、燃料費の高騰などにより運行経費の増加が続いているため、引き続き路線の再編等、運行内容の検討を進めていく必要があります。
　そのため、市は、市民がコミュニティバス（みなくるバス）に愛着をもち、外出時に利用したくなるよう、住民ニーズを把握し、熊本県、沿線市町、肥薩おれんじ鉄道と連携し、利便性の向上と利用促進を図りながら、市内公共交通網の維持を図る必要があります。公共施設の継続的な維持管理には財政負担が伴うため、突発的な災害時などにも対応できる持続的な技術と予算の確保が必要です。

各主体の取組

【市の取組】

- 住民ニーズに沿った運行ダイヤや、効率的な運行路線を設定します。（企画課）
- 公共交通の利用促進のため、バスの乗り方教室の開催や、広報活動を実施します。（企画課）［再掲］
- 橋梁等の長寿命化等、計画的で持続可能な施設の管理を行っていきます。（土木課）
- 気候変動に伴う強い台風の増加や水害の頻発化・激甚化が懸念される中、着実な施設整備等により災害の発生を防止し、施設の能力を上回る外力に対しても、できる限り被害を軽減できるよう必要な措置を講じます。（土木課）
- 公共工事の発注等を通して、環境物品等の調達の促進により、建設副産物の排出量抑制や再資源化率の向上等に取り組み、建設リサイクル法の徹底を図っていきます。（土木課）
- 公共工事における環境への配慮について、土木･建設業者へ周知し、環境負荷の低減を図っていきます。（土木課）

【市民・市民団体ができること】

- 地域のバス路線や、バス停の維持管理に努めます。
- 積極的に公共交通機関を利用します。
- 市民みんなが、道路、河川、建築物等に関心を持って利用することで、日常的に公共施設を監視・点検し、変状などを早期に発見できる可能性を高めます。

【事業者ができること】

- 公共交通機関の利用者のニーズ検証や、ニーズに応じた運行ダイヤ、路線の検討を行います。［再掲］

- 公共交通機関の利用促進のための周知、広報活動、イベント等を実施します。［再掲］
- 公共交通機関の運行経費の削減に向けた取組を行います。［再掲］
- 人口減少が進む中、真に必要な社会資本の整備・維持更新を的確に進めていくことが求められており、民間企業の技術や人材を活用し、官民連携してインフラ環境への取り組みを推進します。

【数値目標】

指　標	単位	基準値 （2018 年度）	目標値 （2027 年度）
みなくるバス年間利用者数［再掲］	人	104,059	79,109

みなくるバス

施策区分４：安定給水の確保

【めざす姿】

- 上水道区域においては、安心・安全な飲料水を安定して供給するため、水道関連施設を災害に強い施設にしていきます。
- 上水道区域外においても、清浄にして豊富低廉な水が供給されています。

＜関連する計画等＞

第３次水俣市水道事業経営方針及び中長期計画

第六次水俣・芦北地域振興計画

【現状】

上水道区域における飲料水の水質は適正に管理されていますが、給水区域全域にわたり水道施設の老朽化が進んでおり、漏水等の発生が懸念される状態となっています。

また、地震等の災害に備えて、新たに貯水施設を設置し、老朽化した配水管を耐震管へ更新しているところです。

本市の上水道区域外の水道は、地域で経営する水道組合※1 55 団体による供給と個人井戸でまかなわれています。市町村において地域で経営する水道組合が多数存在しているケースは非常に珍しく、本市の特徴となっています。

【課題】

上水道区域において、市内の水道施設は老朽化が進んでいて改修等の更新時期となっていますが、施設数が多いため、人口の減少に伴い配水池等の施設の統廃合を検討する必要があります。また、施設の更新にかかる費用負担は大きく、水道料金へ影響してきます。

上水道区域外の地域で経営する各水道組合は、給水戸数が少なく経営基盤が脆弱であり、さらに過疎化、高齢化の進行が拍車をかけており、組合の存続が危ぶまれています。また、水源の枯渇や水質の問題、設備の老朽化に悩んでいる組合も多い状況ですが、経営基盤が脆弱なため、設備投資や施設の更新が困難な状態であり、将来における安全な飲料水の確保について懸念されています。

各主体の取組

【市の取組】

〈上水道区域〉

- 老朽化の進んだ施設・設備を計画的に耐震性のある施設・設備に更新していきます。（水道局）
- 漏水調査を実施し、地下漏水等の早期発見と修繕工事の実施により、安心安全な飲料水の効率的な供給を図ります。（水道局）
- 水道週間などを利用し、水道水の管理について普及活動を実施します。（水道局）
- 各家庭へ「みなまたの水道」のパンフレットを配布します。（水道局）
- 広域連携等による水道事業の基盤強化を推進し、安心・安全な水を継続的に供給するため、近隣市町と協議・検討を行います。

〈上水道区域外〉

- 地域で経営する水道組合の設備更新について補助を行います。（環境課）
- 簡易水道等施設整備補助金の補助率の改定を検討します。（環境課）
- 上水道区域外で且つ地域で経営する水道組合へ加入困難な世帯への個人井戸掘削等への支援を検討します。（環境課）
- 隣接する地域で経営する水道組合の経営統合を推進します。（環境課）
- 水道法、水道水質保全について研修会を行い、清浄で安全な飲料水の確保を図ります。（環境課）

【市民・市民団体ができること】

〈上水道区域外〉

- 市が行う井戸水等の水質調査について協力します。

【事業者ができること】

〈上水道区域〉

- 水俣川の伏流水から原水を取水しているため、工事現場からの汚泥、油等の流出のないよう現場の管理を行います。
- 使用済み薬品等は適切に処分します。

〈上水道区域外〉

- 水道施設を適正に管理するとともに、老朽水道施設の更新を行います。
- 濁水や水質悪化、設備更新等については、市へ早めに相談します。
- 隣接水道組合との統合を検討します。

【数値目標】

指　標	単位	基準値 (2018 年度)	目標値 (2027 年度)
耐震化率※2	%	21.7	25.0
有収率※3	%	84.63	90.0

【用語解説】
※1　地域で経営する水道組合：集落住民で経営する水道組合。水俣市では水道法の区分によると簡易水道組合２団体、専用水道組合１団体、飲料水供給施設組合 52 団体が存在する。
※2　耐震化率：水道管の総延長に占める耐震性能が優れている管の延長の割合。
※3　有収率：配水量に占める、料金として収入のあった水量の割合。

施策５　協働による環境保全活動の推進

施策区分１：自然環境の保全

【めざす姿】

- 市民と行政の協働により、豊かな自然が維持されています。
- 水俣市沿岸で多数生息しているタツノオトシゴの新種と確認されたヒメタツは、主に浅瀬の藻場に生息していることから、餌となるプランクトンが発生しやすい生態系を維持しています。
- 水産資源確保のため、ヒラメ・クルマエビ・ヨシエビ種苗の放流量を確保し、中間育成後に養浜施設で育成することにより個体生存率を高め、増殖効果を図るなど、持続可能な「つくり・育てる」漁業を推進しています。
- 藻場は多くの生物の隠れ場としての機能、幼仔稚魚の保育場としての機能、過剰な栄養塩を取り込む水質浄化の機能等を有していることから、水産資源や沿岸環境の改善を図るなど、藻場の再生を推進しています。
- 適切な環境保全活動により、指定天然記念物の無田湿原や希少な動植物の生物多様性が保全されています。

＜関連する計画等＞

水俣川河口臨海部振興構想

【現状】

自然環境の保全については、毎年実施している「環境月間清掃活動」及び「海と川のクリーンアップ作戦」に多くの市民が参加しています。また、ヒメタツの生息地を広く発信するため、熊本県を実施主体とする鑑賞会を実施しています。

一方、放流事業については中間育成後、直接放流していることから個体生存率の確認ができていません。藻場の再生については、食害駆除事業により一定の効果は上がっていますが、ガンガゼ等の植食性動物の減少までには至っていません。

水俣市指定天然記念物である無田湿原は、希少植物の宝庫であり、湿原内の希少植物の植生を脅かす強勢植物の繁茂抑制として草刈りなどが行われています。

無田湿原以外の市内指定天然記念物については、薄原神社のナギ（熊本県指定）、キイセンニンソウ、茂川のヤマナシ、荒神神社のムクノキがあります。その他、天然記念物には未指定ですが、キイレツチトリモチやヘゴなどのレッドデータブックに掲載されている希少植物が確認されています。

【課題】

「環境月間清掃活動」及び「海と川のクリーンアップ作戦」は長年にわたる継続実施により自然環境の保全につながっており、市民に定着しているので今後も継続していく必要があります。

また、ヒメタツの保全については、ヒメタツの生態が不明であることから、維持するための計画策定が難しい状況です。さらに、浜の活力再生プラン策定が承認されていないため、養浜施設整備を実施するための計画も未定です。

無田湿原については、保全活動を行わないと湿原の陸地化や強勢植物による希少植物の植生の変更が進行してしまいますので、湿原内に流入する水量の確保と水質改善、強勢植物の繁茂抑制が必要です。

無田湿原以外の市内指定天然記念物については、樹齢が４００年を超えるものもあり、今後樹勢が衰える可能性があるため、観察を行う必要があります。

各主体の取組

【市の取組】

- 毎年多くの市民が参加している「環境月間清掃活動」及び「海と川のクリーンアップ作戦」を引き続き実施し、市民主体の環境保全活動を推進します。（環境課）
- 水産基盤整備事業による食害駆除を行います。（農林水産課）
- 種苗の放流や養浜施設の整備等、栽培漁業振興事業による支援を行います。（農林水産課）
- 無田湿原の保全活動（草刈り等）を実施します。（生涯学習課）
- 市民に無田湿原の保全活動への参加を呼びかけ、現地学習の機会を確保します。（生涯学習課）
- 希少な野生動植物や特定外来生物の生息生育状況に関する情報を収集・整理・周知を行うとともに、可能な限り特定外来生物の適切な防除を進めます。（環境課）
- 開発行為等に対しては、適切に情報提供や助言を行うなど、自然環境の保全を求めていきます。（環境課）
- 雑草の繁茂や衛生害虫の発生を防止するため、空き地などの適正管理について周知・啓発を行います。（環境課）

【市民・市民団体ができること】

- 「環境月間清掃活動」及び「海と川のクリーンアップ作戦」に参加します。
- ヒメタツを保全するための協議会等の設立を検討します。
- 無田湿原の保全活動（草刈り等）へ参加します。
- 生態系に影響を与えないよう、野生動物に対し餌を与えません。

【事業者ができること】

- 「環境月間清掃活動」及び「海と川のクリーンアップ作戦」に参加します。
- ヒメタツ保全のための情報発信を行います。

- 水産基盤整備事業による食害駆除に協力します。
- 栽培漁業振興事業により稚魚を購入し放流します。

【数値目標】

指　標	単位	基準値 (2018 年度)	目標値 (2027 年度)
「海と川のクリーンアップ作戦」参加者数	人	973	1,000
ヒラメの放流	尾	45,000	基準値の維持
クルマエビの放流	尾	200,000	基準値の維持
ヨシエビの放流	尾	100,000	基準値の維持
無田湿原保全活動の実施	活動	２活動/年	２活動/年

ヒメタツ

二子島の藻場

写真提供：森下 誠

施策区分２：水源かん養機能の向上

【めざす姿】

- 水俣市久木野ふるさとセンター「愛林館」を中心に実施している間伐・植林活動により、森林の持つ水源かん養機能等を向上させています。
- 水俣市内の一体的なまとまりを持った森林において、森林経営計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林保護を通じて、森林の持つ多面的機能を十分に発揮させています。

＜関連する計画等＞

森林経営計画

【現状】

ボランティアを募り、４月の「水源の森づくり」と９月の「働くアウトドア」にて蔓（つる）きりや除伐を実施しています。

近年、林業採算性の悪化による林業生産活動の停滞や、森林所有者の高齢化、不在化等を背景とし、適時適切な森林施業が十分に行われていない森林が発生しています。

【課題】

愛林館における森づくり活動の参加人数は毎年約２０～３０人であり、目標値（1,947 人）には大きな開きがあります。また、新たに制定された「森林経営管理システム」を活用することにより、森林経営計画の促進を図ることが可能となりますが、全域の森林管理状況を把握するのには年数がかかります。

各主体の取組

【市の取組】

- 水俣市久木野ふるさとセンター「愛林館」の管理委託を行います。（農林水産課）
- 「森林経営管理システム」を活用し、森林の保全に努めます。（農林水産課）

【市民・市民団体ができること】

- 間伐・植林活動へ参加します。

【事業者ができること】

● 森林経営計画を策定します。

【数値目標】

指　標	単位	基準値 (2018 年度)	目標値 (2027 年度)
愛林館における森づくり活動参加者数（延べ）	人	1,573	1,947
森林経営計画の策定面積	ha	2,205	3,800

施策区分３：花と緑のまちづくり

【めざす姿】

- 市民が中心となって行う「住民でできる公園管理」を実現しています。
- 「自然を大切にするまちづくり」を実現しています。

【現状】

管理の主体となっているメンバーの減少・高齢化に伴い従来並みの管理が困難となっており、市に管理を依頼するケースが増えつつあります。

また、湯の児海岸線や水俣川沿いの桜並木については樹勢の衰え、シロアリの被害が深刻な箇所があり、中尾山公園では、景観支障木が目立つ状況です。

【課題】

持続可能な花と緑の管理体制の構築と、市民・団体の花と緑に対する保全意識のさらなる醸成が必要です。

各主体の取組

【市の取組】

- 花と緑のまちづくりイベントを開催します。（都市計画課）
- 市民が親しめる公園や緑地を計画的に整備します。（都市計画課）

【市民・市民団体ができること】

- アドプト制度※1を利用した活動を行います。

【事業者ができること】

- 花苗を供給します。
- 花と緑に対する専門的知識から見解を述べたり、判断したりします。
- 敷地内の緑化や緑地の保全を推進します。

【数値目標】

指　標	単位	基準値 (2018 年度)	目標値 (2027 年度)
アドプト制度による事業の実施件数	件	11	基準値の維持
花いっぱい運動の花苗配布団体数	団体	54	基準値の維持

中尾山公園

写真提供：（株）アドバンスコネクト

【用語解説】
※1　アドプト制度：公園等の公共財産の定期的な清掃等の管理業務を市民や企業等が行う制度のこと。

施策６　産学官民連携による環境まちづくり事業の推進

施策区分１：持続可能な地域社会を担う次世代人材育成

【めざす姿】

- 水俣環境アカデミアを中心として、産学官民の連携による人材育成事業が行われており、事業を通して、環境問題に関する人材が育成されています。
- SDGs※1 の考え方に基づき、環境問題に関し、持続可能な地域社会の形成につながる事業を行っています。

【現状】

産学官民の連携により、以下の通りの人材育成事業を実施しています。

① 水俣環境アカデミアジュニアサイエンスセミナー※2
② 水俣環境アカデミア市民公開講座（年５～８回程度）
③ 水俣環境アカデミアシンポジウム
④ 水俣高校活動支援事業
（１）水俣環境アカデミアと国際機関等との連携事業への参加
（２）慶應義塾大学との遠隔講義

【課題】

水俣環境アカデミアは、2016（平成 28）年度の設立以来、徐々に事業内容も充実し、地域とのつながりも深くなってきましたが、より多くの市民に来館いただくよう、引き続き検討していく必要があります。

さらに、先端的な環境問題に関する知見を市民に伝えることができるように、それらのネットワークを拡大していくことや、各種事業を通じて育った人材によりどのように水俣の教訓を国内外に発信していくかについて、遠隔会議システムを活用するなど、それらの手段を検討する必要があります。

各主体の取組

【市の取組】

- 「人材育成事業」を引き続き実施します。（水俣環境アカデミア）

【市民・市民団体ができること】

- 水俣環境アカデミア事業推進会議へ参画します。
- 水俣環境アカデミア各種人材育成事業へ参加します。
- 水俣環境アカデミア各種事業との連携による事業を実施します。

【事業者ができること】

- 水俣環境アカデミア事業推進会議へ参画します。
- 水俣環境アカデミア各種人材育成事業へ参加します。
- 水俣環境アカデミア各種事業との連携による事業を実施します。

【数値目標】

指　標	単位	基準値 (2018 年度)	目標値 (2027 年度)
各種人材育成事業実施数	回	22	基準値の維持
各種人材育成事業参加者数	人	810	基準値の維持

【用語解説】

※1　SDGｓ：国連加盟 193 ヵ国が 2016（平成 28）年～2030（令和 12）年までの 15 年間で達成するために掲げた国際目標で、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成されている。

※2　ジュニアサイエンスセミナー：市内の小中学生が、大学及び研究機関で行う高度な実験や講義を体験することを目的とした人材育成事業のこと。

施策区分２：高等教育・研究活動の推進

【めざす姿】

- 水俣環境アカデミアを中心として、産学官民の連携により未来志向の取組を反映した事業が行われています。
- 水俣市が SDGs の考え方に基づく、持続可能な地域社会のモデルになっています。
- 水俣環境アカデミアにおいて、多くの大学、研究機関等による研修・研究活動が行われています。
- 水俣環境アカデミアの活動が、地元小中高校生との連携により実施されています。

【現状】

水俣環境アカデミアでは、各大学及び研究機関等により、環境問題に基づく持続可能な地域社会づくりをテーマとした研修事業等が定期的に行われています。

また、水銀に関する水俣条約を契機として、国連機関との連携も始まっており、国連環境計画（UNEP）及び国連工業開発機関（UNIDO）との連携事業も実施されています。

水俣条約に関連しては、環境省との連携により各種国際機関による専門家会議の誘致も行っており、これまでに数回、水俣環境アカデミアにおいて開催されています。

さらに、日本科学技術振興機構からの受託事業で、アジア各国の学生及び研究者を招へいするさくらサイエンスプラン水俣研修も実施しています。

なお、そのような事業を行う際は、地域との連携を重視し、専門家会議での高校生による発表、小中学生との交流事業、地元環境技術系企業とのビジネスマッチング事業など未来志向の取組も実施しています。

（参考）水俣環境アカデミア利用者数
平成２８年度　　９２団体　約３，２００名
平成２９年度　１１３団体　約２，６００名
平成３０年度　１３３団体　約４，７００名

【課題】

水俣環境アカデミアの上記事業実施に際し、小中高校生だけではなく、より多くの市民との連携を推進していく必要があります。

また、事業において蓄積される知見をどのように世界に発信していくのか、その手法を検討する必要があります。

各主体の取組

【市の取組】

- 各大学及び研究機関等や国連環境計画（UNEP）及び国連工業開発機関（UNIDO）との連携事業を引き続き進めていきます。（水俣環境アカデミア）
- さくらサイエンスプラン水俣研修を引き続き進めていきます。（水俣環境アカデミア）
- 地域との連携を重視し、専門家会議での高校生による発表、小中学生との交流事業、地元環境技術系企業とのビジネスマッチング事業など未来志向の取組も引き続き実施していきます。（水俣環境アカデミア）

【市民・市民団体ができること】

- 水俣環境アカデミア事業推進会議へ参画します。[再掲]
- 水俣環境アカデミア各種高等教育・研究活動推進事業へ参加します。
- 水俣環境アカデミア各種事業との連携による事業を実施します。[再掲]

【事業者ができること】

- 水俣環境アカデミア事業推進会議へ参画します。[再掲]
- 水俣環境アカデミア各種高等教育・研究活動推進事業へ参加します。
- 水俣環境アカデミア各種事業との連携による事業を実施します。[再掲]

【数値目標】

指　標	単位	基準値 (2018 年度)	目標値 (2027 年度)
研修受入事業数	回	16	基準値の維持

● 施策区分とSDGｓの関連性

施策		施策区分	
施策１	水俣病問題への取組と「もやい直し」の推進	区分１	水俣病被害者の支援
		区分２	水俣病犠牲者の慰霊
		区分３	公害・環境学習の推進
		区分４	次世代を担う人材育成
施策２	循環型社会の形成	区分１	ゼロ・ウェイストの推進
		区分２	ごみ分別の適正化と減量
		区分３	環境と経済の調和・環境に配慮した選択
施策３	低炭素社会の実現	区分１	地域における温室効果ガス排出量の削減
		区分２	公共施設における温室効果ガス排出量の削減
		区分３	地域における温暖化対策・気候変動適応策
施策４	生活環境の保全	区分１	水質・土壌・大気環境等の保全
		区分２	公共用水域の水質保全
		区分３	安心・安全なインフラの整備
		区分４	安定給水の確保
施策５	協働による環境保全活動の推進	区分１	自然環境の保全
		区分２	水源かん養機能の向上
		区分３	花と緑のまちづくり
施策６	産学官民連携による環境まちづくり事業の推進	区分１	持続可能な地域社会を担う次世代人材育成
		区分２	高等教育・研究活動の推進

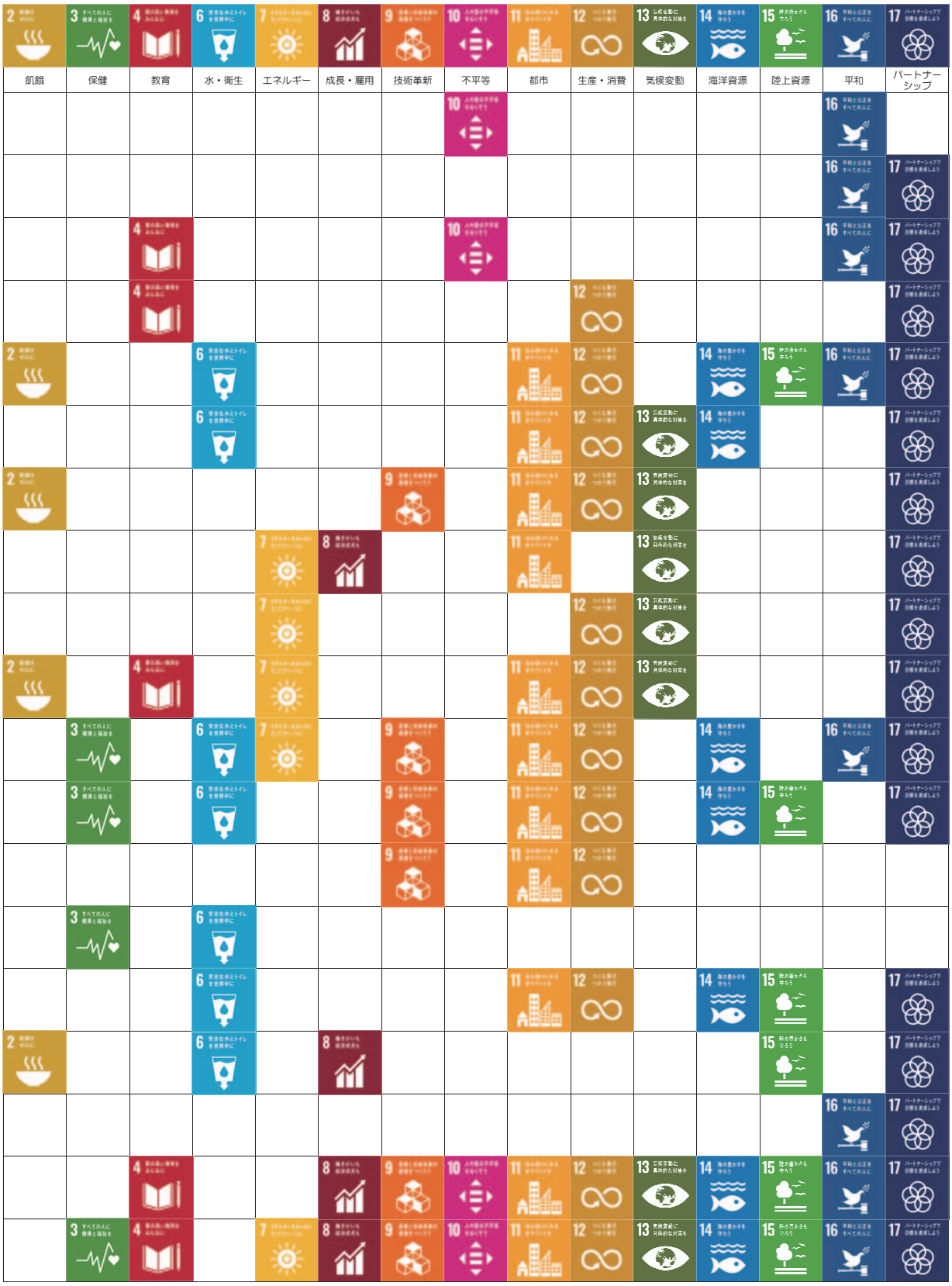
飢餓
保健
教育
水・衛生
エネルギー
成長・雇用
技術革新
不平等
都市
生産・消費
気候変動
海洋資源
陸上資源
平和
パートナーシップ

● 本計画に関連するSDGsの主なターゲット

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

2.1　２０３０年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。

2.3　２０３０年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。

2.4　２０３０年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靭（レジリエント）な農業を実践する。

あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

3.9　２０３０年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。

3.d　全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。

全ての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

4.4　２０３０年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。

4.7　２０３０年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。

4.a　子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。

全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

6.1　２０３０年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。

6.3　２０３０年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。

6.6　２０２０年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。

	6.b　水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。
	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する 7.1　２０３０年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。 7.2　２０３０年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。 7.3　２０３０年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
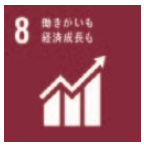	**包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する** 8.4　２０３０年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する１０年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。 8.9　２０３０年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
	強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る 9.1　全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラを開発する。 9.4　２０３０年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
	各国内及び各国間の不平等を是正する 10.2　２０３０年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
	包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する 11.2　２０３０年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。 11.3　２０３０年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 11.6　２０３０年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響

を軽減する。

11.a　各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。

11.b　２０２０年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-２０３０に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。

持続可能な生産消費形態を確保する

12.2　２０３０年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。

12.3　２０３０年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。

12.4　２０２０年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

12.5　２０３０年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

12.7　国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。

12.8　２０３０年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

12.b　雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

13.1　全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

13.2　気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。

13.3　気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

14.1　２０２５年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

14.2　２０２０年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靭性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。

14.3　あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を

	最小限化し、対処する。
	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する 15.1　２０２０年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。 15.2　２０２０年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。 15.4　２０３０年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を推進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する 16.6　あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。 16.7　あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。 16.8　グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する 17.14　持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。 17.16　すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。 17.17　さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

第５章　計画の推進と進行管理

１　計画の推進体制

（１）環境審議会

計画の進捗状況を点検・確認するうえでは、客観性が求められるため、水俣市環境基本条例第 20 条に規定する「水俣市環境審議会」が、計画の実効性を確保するために必要な意見・提言を行うとともに、市長から諮問があった場合は、調査や審議及び答申を行います。

（２）国・熊本県・周辺自治体との協力・連携

地球温暖化やごみ問題など、市域を越えて広域的な取り組みが必要とされるものについては、国や熊本県、周辺自治体との協力・連携により取り組みを推進します。

（３）市民、市民団体等、事業者、行政の協働による推進

本計画の推進にあたっては、市民や市民団体、事業者、行政などの各主体が連携・協働し、役割を分担して進めていく必要があります。

市民や市民団体、事業者は、家庭、地域、職場における環境活動の担い手であり、本市が目指す環境像の実現のため、“できること“から主体的に取組を進めていくとともに、環境目標の達成状況や施策・事業の実施状況等に対して意見を述べます。市は、各主体と協力・連携を図りながら計画を効果的に推進するにため、情報交換や連絡調整、協働による事業の実施、支援体制の整備等に努めていきます。

２　計画の進行管理

本計画における目指す環境像を実現するため、6 つの施策に取り組むこととし、PDCA の観点から、各施策における施策区分の状況を担当課が把握・点検し、進行状況の評価を行います。

また、取組の進捗状況や数値目標の達成度等を水俣市環境モデル都市行動計画（アクションプラン）や担当部署への調査照会等により随時把握するとともに、「水俣市環境白書」を作成し、市のホームページ等で公開します。

３　財政措置

水俣市環境基本条例第 15 条に定めるとおり、計画の着実な推進のため、財政上の措置を講じ、体制を整備するよう努めます。

参考資料

1　計画策定の経緯と体制
2　諮問・答申
3　水俣市環境審議会委員名簿
4　庁内組織名簿（庁議・作業部会）
5　条例・規程等（水俣市環境基本条例）

1　計画策定の経緯と体制

（1）策定の経緯

年	月	日	実施項目	内容
2019年（令和元年）	6月	14日	策定方針決定	
	6月	19日	庁議	策定方針・組織体制・スケジュール等の説明
	7月	1日	作業部会設置要綱　制定	
	7月	9日	第1回環境審議会	環境基本計画の策定方針等を諮問
	7月	10日	第2次環境基本計画の総括	各部署への調書作成依頼
	8月	15日	作業部会メンバーの選定	各部署への推薦依頼
	9月	19日	作業部会メンバー決定	全18人
	11月	7日	環境基本計画作業部会（第1回）	
			基本計画たたき台の作成	
			基本計画たたき台の調整	作業部会への確認
2020年（令和2年）			基本計画素案の送付	環境審議会委員へ素案及び第2次環境基本計画総括の送付
	1月	28日	第2回環境審議会	計画素案についての審議
	2月	1日	パブリック・コメントの開始	市内13か所で実施
	2月	12日	庁議における中間報告	庁議メンバーへの報告・ヒアリング
	2月	18日	パブリック・コメントの終了	
			基本計画素案の調整	庁議メンバーへの報告・ヒアリング
	3月	5日	第3回環境審議会	パブリック・コメント結果、対応、答申(案）について
	3月	12日	環境審議会からの答申	第3次水俣市環境基本計画（案）についての答申

（2）策定組織図

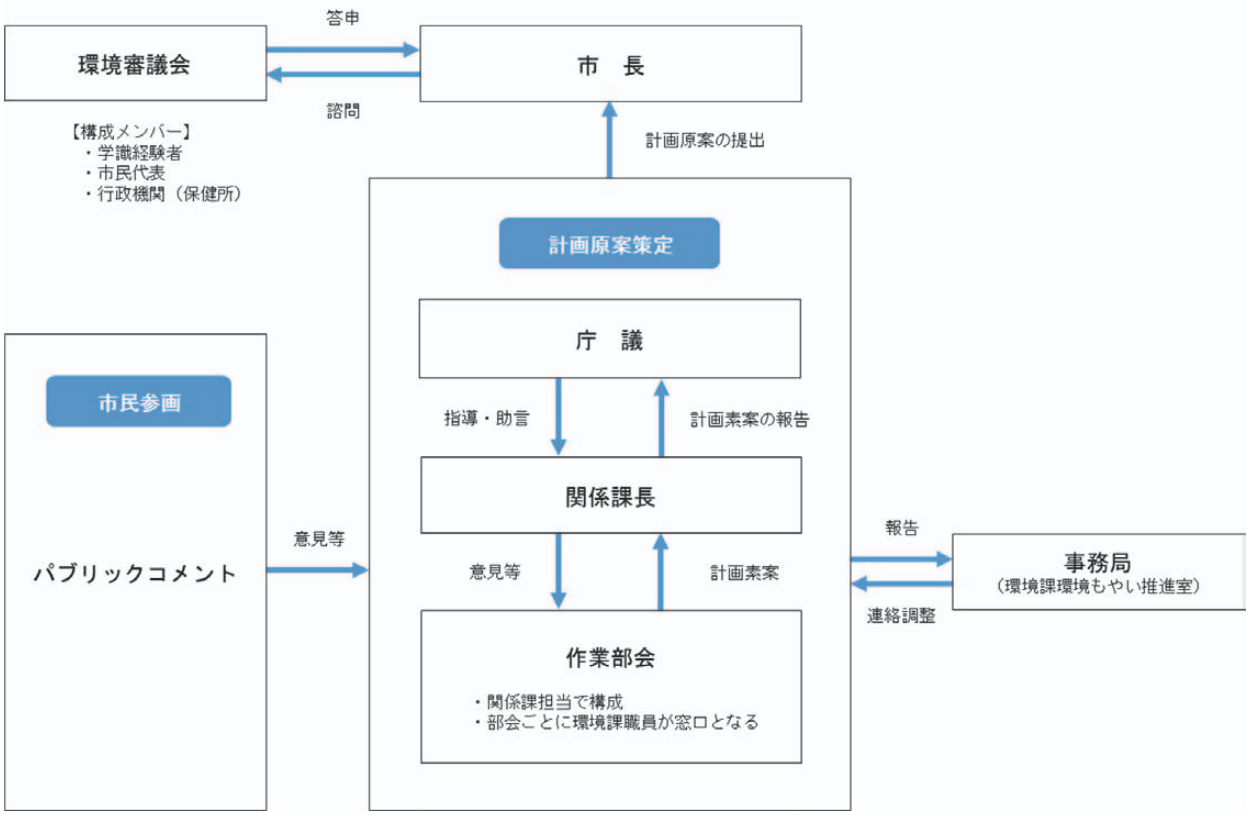
答申
環境審議会
諮問
市　長
【構成メンバー】
・学識経験者
・市民代表
・行政機関（保健所）
計画原案の提出
計画原案策定
庁　議
指導・助言
計画素案の報告
関係課長
意見等
計画素案
作業部会
・関係課担当で構成
・部会ごとに環境課職員が窓口となる
市民参画
パブリックコメント
意見等
報告
事務局
（環境課環境もやい推進室）
連絡調整

２　諮問・答申

（１）諮問

水環第１７７号
令和元年７月９日

水俣市環境審議会
　会長　篠原　亮太　　様

水俣市長　髙岡　利治

第３次水俣市環境基本計画（案）について（諮問）

このことについて、水俣市環境基本条例第２０条第２項の規定に基づき、貴審議会に諮問します。

（2）答申

水環審第１－１号
令和２年３月１２日

水俣市長　髙岡　利治　　様

水俣市環境審議会
会長　篠原　亮太

第３次水俣市環境基本計画（案）について（答申）

令和元年７月９日付け水環第１７７号で諮問がありましたこのことについて、慎重に審議を重ねた結果、その内容は妥当であると認め、ここに答申します。

３　水俣市環境審議会委員名簿

区分	氏名	肩　書　等
学識経験者	篠原　亮太　◎	熊本県立大学名誉教授 （熊本県環境センター館長）
	古賀　実　〇	熊本県立大学名誉教授 （水俣環境アカデミア所長）
市民代表	坂﨑　美和子	水俣市地域婦人会連絡協議会 会長
	沢畑　亨	久木野ふるさとセンター愛林館館長
行政	小宮　智	水俣保健所長

◎会長　　〇副会長

４　庁内組織名簿

（１）庁議構成員

職名	氏名
市長	髙岡　利治
副市長	小林　信也
教育長	小島　泰治
総務企画部長	堀内　敏彦
福祉環境部長	岩下　一弘
産業建設部長	城山　浩和
総合医療センター事務部次長	松木　幸蔵
水道局長	岩井　昭洋
議会事務局長	一期﨑　充

（2）第３次水俣市環境基本計画策定作業部会

部名等	課名	係・室名	職名	氏名
総務企画部	企画課	水俣環境アカデミア	係長	田上　朋史
		企画推進室	主事	平松　奈津美
	財政課	契約管財係	課長補佐	益田　誠也
		新庁舎建設室	次長	岩﨑　徹哉
	危機管理防災課	防災対策室	参事	井手下　祥樹
産業建設部	経済観光課	経済振興室	主事	大矢　尋俊
	農林水産課	農業振興室	主事	古里　謙悟
		林務水産振興係	課長補佐	柴田　明敏
	下水道課	総務管理室	室次長	溝口　博史
	都市計画課	都市計画係	主事	小嶋　康之
	土木課	道路河川整備室	係長	前田　知美
福祉環境部	福祉課	障がい福祉支援係	課長補佐	草野　徹也
	いきいき健康課	健康推進係	参事	藤澤　亜未
	水俣病資料館		主事	松村　亜衣
水道局		経営管理係	係長	山村　滋子
教育委員会	教育総務課	総務係	主査	山内　達大郎
	生涯学習課	文化振興係	主査	堀　昌志
総合医療センター事務部	総務課	管財係	係長	光田　幸二

５　条例・規程等

○水俣市環境基本条例

平成 20 年 12 月 17 日
条例第 55 号

私たち水俣市民は、古来ふるさとの豊かな自然の恵みに育まれ、生活を営んできた。

しかしながら、わが国の経済優先の産業活動の中で、世界に類例のない水俣病が引き起こされ、甚大な環境破壊と健康被害を経験し、その悲惨さと復元の困難さを深く認識することとなった。また、この産業公害の発生は、市民の連帯感の喪失、経済基盤の脆弱化など地域社会に多大な影響をもたらした。

このことは、環境への配慮に欠けた物質的な豊かさや快適性、利便性を追及するだけではなく、良好な環境の確保と共生に努める責務がいかに重要であるかを教えている。

もとより、多様な生命の存立基盤である自然環境と、人と人との関わりや社会の営みによる社会環境とは密接な関係があり、双方の良好な環境が保たれる折り合いの水準を高めていくためには、人間は生物の一員であるとの認識を持つことが求められている。

私たち水俣市民は、誰もが健康で文化的な生活を営む権利を持っているが、その権利が保障されるためには、循環する自然の生態系に配慮し、自然環境と調和し安定した経済活動を維持するとともに、持続可能な地域社会を築いていかなければならない。

このような地域社会の創造に加え、地球規模で進行する温暖化等の大きな問題にも目を向け、低炭素社会の実現に向けて有限な資源を大切に活用していく社会システムの構築を含む環境モデル都市づくりを追求する。

ここに、水俣病の経験を貴重な教訓として、市民協働による主体的な環境まちづくりの実践によって良好な環境を確保し、海、山、川のつながりの中で維持されている自然環境を市民の生命基盤として次の世代へ引き継ぐため、この条例を制定する。

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、水俣病の経験を貴重な教訓として、環境優先の理念の下、自然環境を継承しつつ市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するために、市民、市民団体、事業者（以下「市民等」という。）、市内に一時的に滞在する者、通過する者（以下「滞在者等」という。）、市及び市職員の責務を明らかにするとともに、良好な環境の確保に関する施策の基本となる事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　良好な環境　多様な生命が生存できる存立基盤としての自然環境及び持続可能な地域社会を維持できる社会環境をいう。

（2） 環境モデル都市　平成４年に市が宣言し、これまで継承してきた環境モデル都市づくりに加え、平成 20 年に国によって選定された新たな環境モデル都市の視点を踏まえ、低炭素社会の構築を目指しながら、市民協働で自然の生態系に配慮した暮らしを営む都市をいう。

（3） 市民協働　市民等、市及び市職員が環境まちづくりを行うに当たり、各々の立場を理解し、活動に伴う成果及び責任を共有する関係の中で、共通の目標に向かって対等な立場で協力しながら取り組むことをいう。

（4） 環境まちづくり　良好な環境の確保に関する市民等の取組み、市民等が安心して暮らすことができる地域社会の構築及び地域の持つ環境や特性を活かした環境モデル都市を構築するための具体的活動をいう。

（5） 市民団体　公益の増進に寄与することを目的とする市民による自治組織、ボランティア団体等をいう。

（6） 事業者　市内において事業活動を行う者をいう。

（自然環境の継承）

第３条　私たち水俣市民は、多様な生命の生存基盤として自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つ有限な自然環境を健康で文化的な生活に欠くことのできないものとし、次の世代にこれを継承していかなければならない。

（自然環境と調和した持続可能な地域社会の構築）

第４条　私たち水俣市民は、人の活動が環境に影響を及ぼしつつ行われていることを認識したうえで、自然環境に配慮しながら健康で文化的な生活を確保し、安定した経済活動が自然環境と調和し適正に維持され、持続することが可能な地域社会を築くように努めなければならない。

（環境モデル都市づくり等の基本となる考え方）

第５条　環境モデル都市づくりは、前条に規定する持続可能な地域社会の構築を推進するために、地域の歴史、風土、文化、暮らし、景観等の地域資源を守り活かしながら進めるものとする。

２　環境モデル都市づくりは、環境問題の空間的な広がりを念頭におき、地球環境保全との結びつきを強く意識し、環境への負荷の軽減による循環型社会を築くことを目指すものとする。

３　環境まちづくりは、その推進に関して必要な情報を市民等、市及び市職員が共有し、市民協働で推進するものとする。

（市民の責務）

第６条　市民は、この条例の精神を重んじ、日常生活において環境に深く配慮し、自ら進んで良好な環境を確保し、環境まちづくりに協力するよう努めなければならない。

（市民団体の責務）

第７条　市民団体は、この条例の精神を重んじ、自らの活動によって生じる環境負荷を低減し、環境まちづくりに積極的に参加し、又は協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第８条　事業者は、この条例の精神を重んじ、その事業活動によって環境を損なわないよう自己の責任において、必要な措置を自ら進んで講ずるとともに、環境まちづくりに協力するよう努めなければならない。

２　事業者は、事業活動により良好な環境を破壊したときは、他の法令に定めのあるものを除くほか、自らの責任と負担において原状回復しなければならない。

（滞在者等の責務）

第９条　滞在者等は、第６条に規定する市民の責務に準じて環境への配慮等に努めなければならない。

（市の責務）

第 10 条　市は、施策を実施するに当たって、この条例の基本的な考え方に従い、良好な環境を確保するための仕組みづくりに努めなければならない。

２　市は、教育活動、広報活動等を通じて、市民等の環境に関する意識を向上させ、責任の自覚を促すとともに率先的な行動に努めなければならない。

３　市は、環境モデル都市づくりを推進するに当たって、関係部局等による総合的かつ横断的体制を整備しなければならない。

（市職員の責務）

第 11 条　市職員は、自らの職務に関連する環境まちづくりの専門職員としての自覚を持ち、市民等への情報提供及び連携に努めなければならない。

２　市職員は、環境まちづくりが行われる場合、協力するよう努めなければならない。

第２章　施策の基本

（水俣病の教訓伝達及び地球環境の保全）

第 12 条　私たち水俣市民は、人類への警鐘となった水俣病の教訓を重く受け止め、継承し続け、日本のみならず広く国際社会に伝え、その教訓に基づいた環境の保全及び再生の取組みを国際社会と共有し、地球環境の保全に役立てなければならない。

２　市は、市民協働により環境モデル都市づくりを推進する中で、数値目標及び実施時期をあらかじめ明確に示し、それを踏まえて温室効果ガス等の大幅な削減を達成するよう努めなければならない。

（環境基本計画）

第 13 条　市は、良好な環境を確保する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、及び実施しなければならない。

２　基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

（1）　水俣病の経験及び教訓を踏まえた目指すべき環境像に関すること。

（2）　海、山、川等の生態系に配慮した健康で文化的な暮らしの創造に関すること。

（3）　安心安全な生活を維持するための持続可能な地域社会の形成に関すること。

（4）　その他良好な環境を確保し、及び継承するために必要な事項に関すること。

３　市は、基本計画を策定するとき、又は変更するときは、市民等の参画の機会を保障し、意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

４　市は、基本計画を策定したとき、又は変更したときは、遅滞なく公表しなければならない。

５　市は、基本計画の策定及び実施について、他の計画との整合を図らなければならない。

６　市は、基本計画の実施状況、環境の状況等を明らかにするために、報告書を毎年作成し、及び公表することとし、報告書に対する市民等の意見を提出する機会の保障に努めなければならない。

７　前項に規定する報告書は、環境白書をもって代えることができる。

第３章　施策の推進及び評価

（自主的な活動の促進）

第 14 条　市は、良好な環境の確保に係る活動に多くの市民等が関われるよう、その自主的活動を促進するために、地区別の行動計画又は学校版行動計画の策定を支援する等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（財政措置及び体制整備）

第 15 条　市は、第 13 条第２項各号に掲げる事項の推進につき、財政上の措置を講じ、及び体制を整備するよう努めるものとする。

（指導等）

第 16 条　市長は、環境の低下及び悪化を防止し、又はこれを除去するため、市民等に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

２　市長は、前項の規定による勧告をした場合において、勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

（弁明の機会）

第 17 条　市長は、前条の規定による公表をしようとするときは、公表をされる者に対し弁明の機会を与えるものとする。

２　市長は、緊急の必要がある場合は、前項の規定にかかわらず、前条の公表をすることができる。

（評価）

第 18 条　市は、基本計画の実効性を確保し、効果的な運用を図るために、基本計画に基づく施策の進捗状況及び成果の評価を実施するものとする。

２　市は、前項の評価を実施する場合、市民等の参画の機会を保障しなければならない。

（国及び他の地方公共団体との連携）

第 19 条　市は、良好な環境を確保するため、必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体（以下「国等」という。）と連携してその施策を推進するとともに、国等に対し、必要な措置を講ずるよう提言又は要請するものとする。

第４章　水俣市環境審議会

（審議会の設置及び権限）

第 20 条　水俣市に、水俣市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

２　審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画その他良好な環境の確保に関する基本的事項を審議する。

３　審議会は、基本計画その他良好な環境の確保に関する事項に関して、市長に意見を述べることができる。

（審議会の組織等）

第 21 条　審議会は、委員 10 人以内で組織する。

２　審議会の委員は、良好な環境の確保に関し、識見を有する者の中から市長が任命又は委嘱する。

３　審議会の委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。
４　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第５章　雑則
（委任）
第 22 条　この条例に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（水俣市公害防止条例の一部改正）
２　水俣市公害防止条例（昭和 46 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。
第 18 条中「水俣市環境基本条例（平成５年条例第２号）第 14 条」を「水俣市環境基本条例（平成 20 年条例第 55 号）第 20 条」に改める。

■事務局

職名	氏名
環境課長	丸山　健一
環境課 環境もやい推進室長	榮永　哲久
環境課 環境もやい推進室次長	石原　美保
環境課 環境もやい推進室主事	小山　稜太郎
環境課 環境もやい推進室主事	田尻　裕子

※組織名は、2020（令和２）年３月現在のものです。

第３次水俣市環境基本計画

2020（令和２）年３月 発行

水俣市福祉環境部環境課

〒867-8555　熊本県水俣市陣内１丁目１番１号
TEL：0966-61-1612
FAX：0966-63-9044

この冊子は
古紙配合再生紙を
使用しています。

水　俣　市